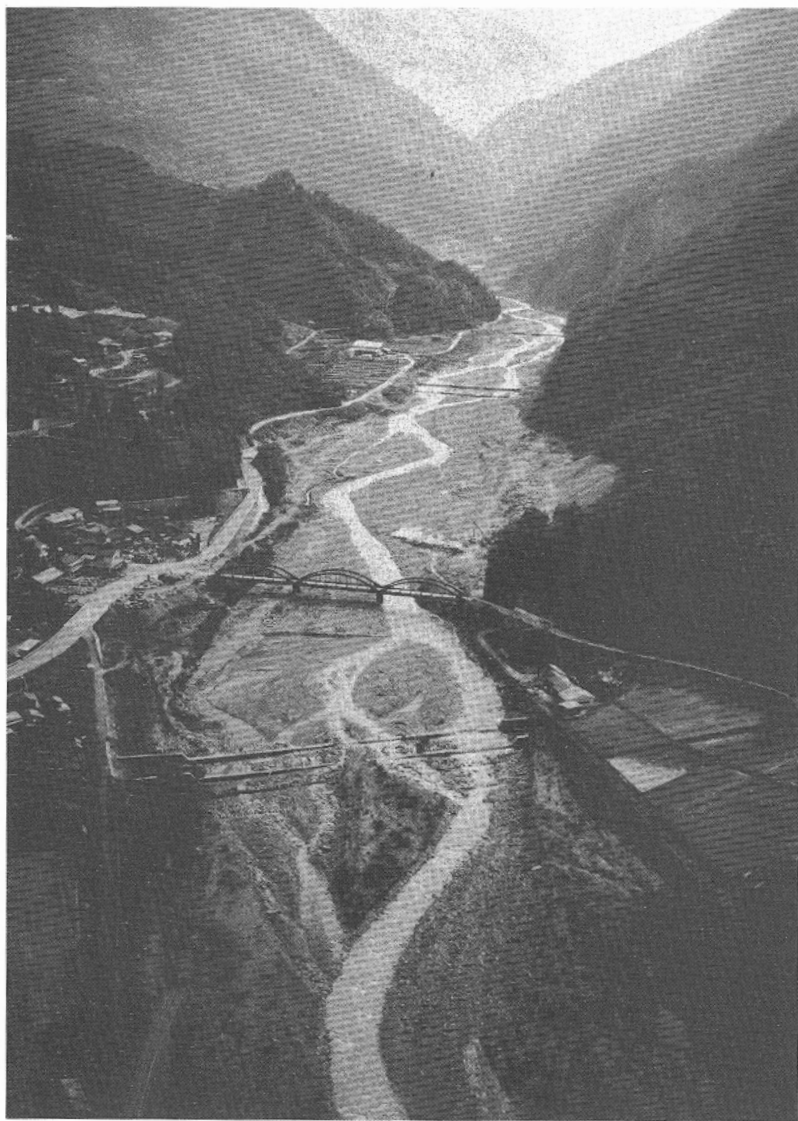


小湫川水系に生きる

人と水と土と木と

中村壽人



空から見た小渋川

小渋川水系に生きる

人と水と土と木と

中村 寿人

目次

一、大鹿村と小渋川……………	5	災害の体験―見聞記……………	23
中央構造線の走る大鹿村……………	5	救済と復興……………	29
二、江戸幕府の樽木山設定……………	8	集落の消滅……………	32
三、河川利用の木材搬出と樽木山の状況……………	9	小渋ダム建設で消滅した桶谷集落……………	36
四、大鹿村共有林の利用……………	13	八、緑成す山の育成……………	39
五、島川原水田の開拓……………	14	植林事業への道……………	39
小渋の恩恵……………	14	官行造林の導入……………	40
小渋川の川除（木堤）……………	15	造林事業の増進……………	41
川除（木堤）の構造……………	16	保安林の設定……………	42
六、荒れ川 小渋……………	18	九、治山治水の工事……………	43
慶応辰四年五月の災害……………	19	砂防工事―建設省……………	43
明治三一年七月の災害……………	21	崩落地復旧・崩壊防止―営林局……………	44
七、三六未曾有の大災害……………	22	写真提供 大鹿村 大久保智夫……………	
洪水と崩落……………	22	挿し絵 伊那市 松沢昭三郎……………	
集中豪雨……………	22	田島 徳雄……………	
災害の発生とその状況……………	23	参考資料 『大鹿村誌上・中・下巻』……………	

一 大鹿村と小渋川

下伊那郡大鹿村は、天竜川の重大流の一つである小渋川の上流地域で、東は赤石山脈、西は伊那山脈に挟まれた、南北に細長い山地に存在する。東西およそ一六キロメートル、南北およそ二八キロメートル、総面積二四九平方キロであるが、耕地面積は極めて少なく、大部分が山林という典型的な山村である。

小渋川は南アルプスの主峰赤石岳から落下する水を源流とするが、谷々から流れ出る多くの支流を合わせる。支流の代表的なものは小河内川・青木川・塩川・鹿塩川である。

小渋の本流は、西北に流下して釜沢で小河内岳方面から西流してくる小河内川を合わせ、大河原下市場で、奥茶臼山に源流を發して北流してくる青木川を合わせるが、この付近一帯は広々とした川原が形成されていて、通称島川原と呼ばれている。島川原の名称は、かつては小渋川の上流は島川と呼ばれていたからである。

青木川を合わせた小渋川は更に落合において、北方の分杭峠から南流してくる鹿塩川を合わせる。鹿塩川はその支

流となる塩川を塩河地点で合わせるが、塩川は本谷山から発している。

水量を増して一本化した小渋川は、伊那山脈を横切つて大鹿村を出はずれてからは、小渋ダムに堰き止められてのち天竜川に注いでいる。

全体的に見れば、小渋川水系は鹿塩川との合流点落合を「かなめ」として扇のごとく広がっている。この広がり的小渋川流域一帯が大鹿村である。すなわち、大鹿村は小渋川上流域地帯に立脚し形成されているのであって、支流の鹿塩川水系地域が鹿塩地区であり、他が大河原地区で、旧くから大河原・鹿塩二村として存在し、明治三二年（一八八九）合併して大鹿村と名称し、今日に至っているのである。

「中央構造線の走る大鹿村」

大鹿村は、地質的に見れば複雑な構造をしているが、その一大特徴は赤石山脈と伊那山脈に挟まれている南北に細長い谷間を中央構造線が南北に通っていることである。

中央構造線はわが国で最大の断層線であり、世界でも有名なものであると地質学者は言う。その中央構造線は、北は杖突峠から長谷村を通り、分杭峠を越えて大鹿村に入り、鹿塩川・青木川に沿って地蔵峠から遠山谷へ抜ける。

そのため、大鹿村は地質学的に見ると東の赤石山脈側は外帯となり、西の伊那山脈側は内帯となるのであるが、外帯の赤石山地は複雑な様相を成している。

大鹿村は、動植物・鉱物など多種多様で、自然の宝庫であるが、これは複雑な地質が要因となっているものと思われる。この要因は人間の生活の上にも大きな作用や影響を及ぼし、これを支えて繁栄させたり、あるいは破壊したりする。

大鹿村の全集落は、三波川帯という地すべり地帯の上に発達しているという。これについて地質学者の松島信幸氏は次のように述べている。

「三波川帯の部分に集落が発達する要因として大事なことは、三波川帯が地すべり地帯であることによる。地すべり地帯といえど地すべり災害を連想させ、そのような危険地帯と集落が結び付くのは大変矛盾したようであるが、実は地すべり地帯こそ耕作地として最適な土壌形成ができるのである。地すべりには免疫性があり、地すべりが起こったところは安全といわれる。再び地すべりが起こるまでには何百年かの長い期間があるためである。特に集落の発達過程からすれば、中世までさかのぼる長い歴史がある。自給自足の経済段階や、人力や畜力のみ

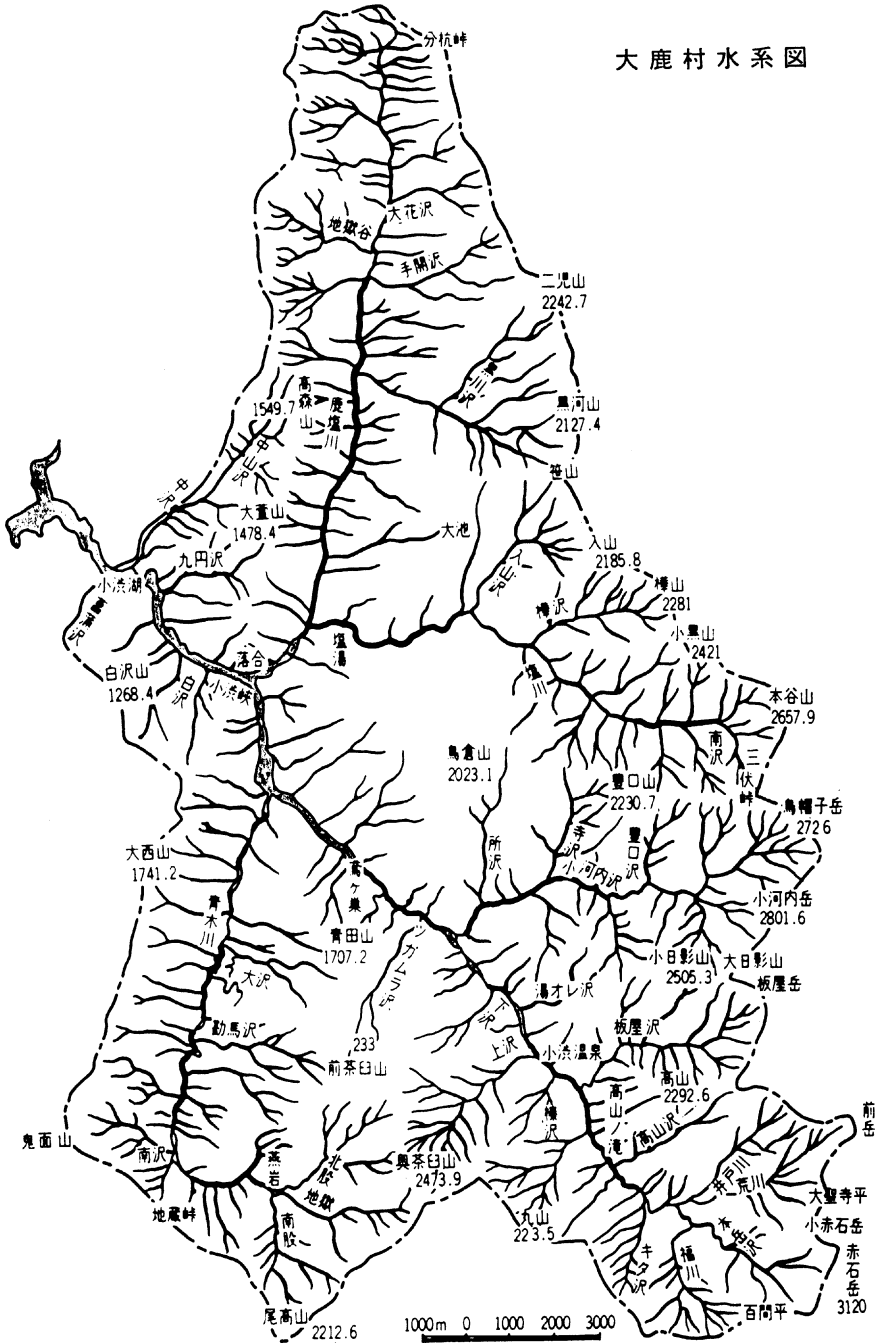
の経営構造を育んできた地質的な基盤としての条件は、地すべり地帯や沖積地であるのが当然である。大鹿地域が山深い環境にありながら、中世からの長い歴史を持っている背景には、地質学的に見て、中央構造線による縦谷の形成と三波川帯の地すべり地形である。」と。

（『大鹿村誌下巻、第五編自然、第一章地質の一六二—一六三ページ参照）

中央構造線沿いには、崩壊による災害がしばしば起きるが、その最大のもは、昭和三六年六月、集中豪雨によって起きた大西山崩壊の大惨事である。崩壊した場所の大部分は圧砕岩であるが、これについて前記松島氏は、「圧砕岩は堅い岩石であるが、崩壊による圧砕岩帯は、一般に急な崖を形成しやすい。河川の侵食作用が強く働く場所では急な崩壊地となる」と説く。大西山崩壊地の付近は小洪川と青木川が合流する地点で、山裾は絶えず洗われて、古くから急な大きな崖が形成されていて、大雨が降れば小崩落が起きることがしばしばあった。

また、昭和三六年の集中豪雨は、鹿塩川上部の中央構造線破碎地帯の地すべりを起こし、北川集落を壊滅させ、大洪水となった濁流は下流の地域まで侵して、大災害となった。

大鹿村水系図



昭和三十六年の災害は、世にこれを「三六災害」と呼んでいるが、この災害については改めて別に述べることにする。

二 江戸幕府の樽木山設定

大鹿村の村名が誕生するのは、明治年間になってからであって、それ以前は大河原村・鹿塩村の二村であった。

大河原・鹿塩の地名は古くからあり、文献の上では、吾妻鏡の文治二年（一一八六）三月の項の中に、信濃の国の年貢未済の荘園名が出ているが、このうち、伊那郡の荘園の中に大河原鹿塩の名が出ている。この年から数えても八百年余の年月を経ているが、地名が付けられたのは、それよりずっと以前のことであつたらう。

古代に、赤石山地へ獲物を求めて分け入った人々は、溪谷の中に開く広い河原の景観から「大河原」と呼び、湧出する塩泉を発見し、これを利用して「鹿塩」と呼び、いつしか地名として定着し、その間にこの地域が豊富な山林原野の資源を蔵していることを知って、やがて諏訪上下社の荘園となつたのであろう。

荘園大河原・鹿塩は、現在の大鹿村の全地域である。大

鹿村のような山間地では、米の生産を目的とした田地の開発には適していないから、豊富な山林原野の資源を目的としたものであることに間違いはないであろう。したがって、住民は山林の柚稼業と、山畑耕作が中心となって生活したと思われる。

近世初頭に徳川家康は、木材需要のために伊那谷の木材産地に目を付け、赤石山地の大森林地帯を幕府領とした。大河原・鹿塩両村が江戸時代当初から幕府領となつて終始一貫したのはそれに因るものである。

幕府は大河原・鹿塩両村へ「樽木山」を設定して、年貢樽木や幕府の用材を伐り出させた。江戸時代には領主に納入する年貢（租税）は、米が主体であつたが、大河原・鹿塩では、米代りに上材の樽木を納入したのであつた。

樽木の原木はさわらが主で、すべて幕府の樽木山から伐り出し、規定に従つて製造したのであるから、見方によっては大河原・鹿塩の年貢は労力提供の年貢であつたとも言える。

樽木の重要な原木はさわらの外に、ひのき・くろべであつたが、この三種の外にも、もみ・つが・とうひ・からまつ・ひめこ・しらべ・つきなども右の三種に準じる主要な樹木として保護し、たとえば百姓の持ち山であつても、これらの

樹木は許可なしでは伐ることは出来なかった。

幕府の用材も樽木山から伐採するのであるが、ご用材ともなれば、すべて良材を伐り出し、また数量も多量になるので、入山する人夫も多人数となり、そのため諸役人も入り込み、山は大いに賑わった。例えば、正徳二年（一七一二）に大河原から伐り出した幕府用材の、もみ・つがは長さ二間から五間（三・六〇九・〇m）の角材、ひのきは二間から四間（三・六〇七・二m）の角材でいずれも尺角（三〇センチ）以上の良材であり、つきは二間半から四間（四・五〇七・二m）の角平材で、この中には幅二尺（六〇センチ）以上のものもあり、総計二〇〇〇本近いものの木場調査が、同年九月に行なわれているが、これから見ても幕府ご用材として出材されるものが、どのような材であったかを知ることができる。なお、この材が角材となっているのは、当時は山で伐採したものを、柚人が現地で斧で荒削りの角材（いわゆる柚角）として搬出したからである。

また、幕府の派遣した監視役人や、柚組付きの役人など三〇人ほどもいて、三七組の柚組があったほどであるから、これらの柚衆が谷々に入り込んでの作業は相当な賑わいとなったものであろう。

三 河川利用の木材搬出と樽木山の状況

大鹿村は、江戸時代には村外へ木材を搬出する場合は大部分が河川利用であったから、河川から受けた恩恵は多かつたといえるが、その反面には、治水事業が行なわれなかつたために、洪水の災害に見舞われたのであった。

幕府へ納入した年貢樽木は、幕府の定めた定法に従って作成したもので、用具は大鉈（おおなた）を使用して割り立ったのであった。樽木規格には多少の変動はあったが、最終的な享保一〇年（一七二五）の新樽木定法では、長樽木は長さ三尺三寸、幅は三方が各三寸、一方が二寸で、短樽木は長さ二尺三寸で幅は長樽木のものと同じである。また、一様には割れないので、上・中・下などの品等があった。米との比較では、中等の長樽木を規準として、一挺が米六合と定められていた。

村高に賦課される年貢は、米の量で示され、これを中の長樽木計算で何挺と算出されるのである。例えば、大河原村の延宝五年（一六七七）の年貢についてみれば、村高二六四石二斗七升七合に対する年貢米は九五石一斗一升六合であるが、これを長中樽木に換算した額の一五、八六三挺

が年貢樽木額として賦課されたのである。

樽木は年貢の外に注文品があったので数量は多かった。これらの樽木は小渋川から天竜川へと川流しで送られ、天竜川中流の船明で水揚げされて積み上げられ保管されたので樽山という地名ができたほどである。樽木の川流しは毎年行なわれたものではなく、幕府の役人から検査を受けて上納と決まった樽木は山元に積んでおいて、多くの場合は三年毎に川流しとなった。樽木が小渋川へ入れられるのを「渡入れ」と呼んだ。大河原・鹿塩両村の樽木渡入れ日が決まると、樽木奉行から天竜川沿岸の村々へ回状で通達される。それは、御料私領の区別なく、村継ぎで樽木の川流しを行ない、昼夜油断なく勤めよとの厳命であり、また幕府の掟には、樽木盗賊がある時は、当人は死罪、その五人組は入牢と定められているので、沿岸村々の村役人は、川狩り人足の調達から取り締まりまで抜かりなくしなければならなかった。船明では対岸の日明との間に天竜川を横切つて樽木の留め綱を張り、樽木を陸揚げするのであるが、この留め綱が仕上がらない前に洪水などで樽木が流れ出すようなことがあれば、沿岸村々へ緊急動員がかけられて、流れてくる樽木の取り上げ作業が命じられた。

大風雨があれば、山は崩壊し小渋川は荒れる。

延宝から元禄年間の記録から調べると、この間、三〇年間に、山崩れや洪水で樽木の埋没や流出が度々あった。そのため幕府へ納入する樽木に未納を生じ、元禄一二年（一六九九）の時点で七九七、三六一挺となった。この中で最大の災害を受けたのは延宝四年（一六七六）で、この年の七月四・五日の大暴風雨は、山を崩落させ大洪水を起こして、山内の洞々に積んであった樽木を埋没し、押し流したばかりでなく、家屋や畑を埋め或は流し、人馬にも死傷を与えたほどの大災害であったので、この年は樽木の渡入れ年であったが、大河原・鹿塩両村合わせて四二万挺余の未納となった。その後も大雨による出水で樽木を流出して渡入れ毎に未納を生じ、この間に努力して一一万余挺の返納はしたものの、積もり積もって前記の額になったのである。

元禄一三年（一七〇〇）、大河原・鹿塩両村は樽木山から雑木を払い下げ、これを売却した利益金一八八両三分を樽木六六、〇六二挺の代金として納入したが、残る七三一、三九九挺は百姓の力ではどうすることも出来なかった。前回と同様の方法で順次納入することを願ったが許可されなかった。そこで未納を生じたのは災害に因るものであることや百姓の窮乏を訴えて、未納分の納入免除の嘆

願書を元禄一七年三月幕府に提出し、天領伊那代官であり且つ樽木奉行である千村平右衛門も災害に因る流出であることを証明した(この年三月宝永と改元)。この年の勘定奉行は、未納の樽木全部を災害に因って流出したものと認めて捨て木として処分し、大河原・鹿塩両村の負担は解消した。立ち寄れば大樹の陰とやら、流石に幕府は領土民を泣かせはしなかったが、しかしこれも幕府財政が豊かな内だけで、財政が困難になるにつれて貢租が増額されてくるのであった。

資源と頼む樽木山の状況について見れば、享保年間(一七一六〜一七三五)頃になると、樽木の原木も良材が減少して、樽木割立ては年毎に困難を加えて若木の生い立つのを待つ外はないようになった。大河原・鹿塩両村にとっては、樽木割立ては注文樽などあって生活の助成ともなっていたから、中止すれば山稼ぎの場を失うことにもなるのであったが、若木の生い立ちを待つて従前の通りの樽木割立てをすることを条件に、その間は樽木代金納めをすることを願った。幕府もまた樽木山育成のためには伐木停止が良策であるので、享保二〇年(一七三五)から十ヶ年間金納と定めた。その額は、中の長樽木を規準として金一両につき八〇〇挺と定めた。前に貢租が次第に増額されることを

述べたが、最後には金一両につき三五〇挺となって、納入する金額が増してくるのである。

一〇年間の金納期は終って、再び樽木納入となったのは延享二年(一七四五)からである。しかし、樽木山の状況は一〇年間の休止くらいでは樽木原木のサワラの生い立ちは到底需要に応じられるものではなかったたので、全年貢を樽木納めにするのは困難であった。加えて、伊那郡の天領で樽木収めをしていたのは、大河原・鹿塩のみではなかった。同じ伊那郡の清内路・小川・加々須・南山の四村も同様の樽木納入村で、これらの村々を合わせて、天領伊那郡千村平右衛門預り所山方六ヶ村といわれていた。六ヶ村は同一步調で年貢樽木納入をしていたから、山の状態は似たものであったが、山には大小があり、既に南山・小川・加々須には見る可きものはなく、大河原・鹿塩・清内路に依存しなくてはならなかったたのである。中でも大河原山が最大である。

全年貢を樽木納めにするには不可能であったから、六ヶ村は協議の上、一部を代材木(樽木代用の材木)納めに变えて納入することを出願し、幕府もこれを許可して、カラマツ・ヒメコ・ツキ・ツガ・モミ材で、長さ二間(三・六米)一尺(三〇糎)角一本で中の長樽木七〇挺分とし、

従来通りの樽木納入分は三万挺と定め、この定めによる納入を一〇ヶ年間とした。

三万挺の樽木は大河原・鹿塩・清内路山で割り立て、材木は初年度は六ヶ村出し合いであったが、次年度からは鹿塩・大河原・清内路山から順次に年々請負にして切り出したが、終には大河原山・鹿塩山が主になった。

この木材切り出し・搬出は容易なことではなく困難を極めた。一つには、資金面で苦勞し、一つは大材のため搬出による木材の傷みや洪水による流失等で、年貢が年々完納とならなかった。当初六ヶ村は村民のために良かれと願った代材木は損失が多く、補充木などの納入に苦勞し、負担が増したのであった。

さしも豊富な樽木山資源も、年々多量な伐採に答えるだけの原木は育たず、今は大河原山のみが生産の可能性があったが、他の五ヶ村は金納を望み大河原村もこれに同調したので、幕府はこれを許可して、宝暦五年（一七五五）以降は、年貢樽木は金銭を持って代納するようになった。

貢租が金納となった大河原・鹿塩両村は金銭収入が必要となってくるので、その財源を樽木山に求めて、百姓救済援助を理由に、「販売のための樹木の払い下げや幕府御用の請負いを出願するなどして、その後も樽木山の樹木に「百

姓稼ぎの場」を求めた。

長期にわたって樽木山の伐採は行なわれたが、これという植林政策はなく、大河原・鹿塩両村もまた幕府から植林の間に對しては、山容が險阻で植林することの至難を訴えて、応じようとはしなかった。幕府も強いて実施しようとはせずに、樹木の自然生い立ちに委せていたので、伐採跡地の放任は山の荒廃につながって、山崩れや洪水を起こす一因となったものであろう。

大河原・鹿塩両村は幕府の樽木山から受ける恩恵も多かったが、その反面には、樽木山守護の任務を課せられていたのであった。これがなかなかの重任であったことは、五人組が守るべき規定の条目の中にも、「御樽木山御林は常々油断なく大切に急度（きつと）相守り申す可く候云々」と記されているし、この状の付記に、「たとえ、入り会山や私有の林であっても許可無くてみだりに伐採することはならない。」としているのも、樽木山守護を側面から支えているものである。火災や盗伐防止のための村役人が人足連れで見回りに出るのであるから、この労役は大きな負担であった。この労役は幕府が滅亡するまで課せられていた。

四 大鹿村共有林の利用

大鹿村有林野は、広大な面積を有している。東部から南部にかけては国有林に接し、小渋川水系本・支流の各流域一円に広がっていて、下部には私有林が、河川に沿って開かれた農耕地を囲んでいる。

村有林野は古くからの入会山として、村民の生活とかかわりあい、住居用材、薪炭材から牛馬の飼料・施肥用採草などの需要に応じてきたのであるが、時代の動きにつれて、人と共に山もまたそれぞれの事件を経てきたのである。

江戸時代、大河原村民が総百姓持ち山としていた山林原野は、寛延年間（一七四八〜一七五一）に幕府の取り調べがあり、それまで山林税を納入していなかったので、幕府に残らず没収された。なおこの時、私有としていた山林も同時に没収されてしまった。これでは村民の生活に支障を来し困難することは明らかであるので、村有林への復帰を度々嘆願し、ようやく寛延三年（一七五〇）に百姓持ちに復帰し、共有山林も私有地とともに山林税を納入するようになったのである。明治新政府となってから、幕府の榎木山は官有地となり、村民共有山林も一旦は官有地とされたが、旧

幕府に山林税を納入していた事実が認められて、大河原区有林となった。

江戸時代の鹿塩村も、大河原と同様に宝暦七年（一七五七）から山林税を納入していたので、明治新政となってから、官民有地区分の際、一旦は官有地とされたが、大河原村と同様に民有地となった。その後、明治の地租改正に当たって、共有林地と私有林地との境界に異論を生じて論争となり、二〇余年の長期間にわたる山論となって和解決したのであった。

大正年代に入って、公有財産統一の指導が強まり、大河原・鹿塩両区の各共有林野を統一して大鹿村共有林が成立し、大正六年一月三十一日から発足した。

大河原・鹿塩両区は共に大正六年の共有財産統一以前の明治年間に、区有林野の立木を売却している。鹿塩地区は、明治七年に区有林野のうち北川地区の立木を一〇か年の契約で木材業者に売却したが、その後も再三の売却を行なうて、前後三〇年間にわたる伐採事業が行なわれた。この間に柚のほか木地屋が木地原木に目を着けて入山し、木地生産を行なって定住し、次第に他所より入り込む者も増加して、明治一八年頃には木地屋戸数は一三戸となった。明治二三年には北川の集落は大鹿村の一耕地として公認され

だが、この時は木地屋・杣・農を主業とする人々の総戸数二五戸となっていた。それほど伐採跡地が開拓されて定住するものが多くなり、一集落を形成したのであった。その後、養蚕業が栄えるにつれて移住してくる者が多くなり、明治の末期から大正にかけて桑園が開発され、製炭業も進み、大きく集落は膨張したが、養蚕不況になると他に転住する者も出て、昭和二八年には五〇戸となり、また更に転住する者が続いて、後に述べる昭和三六年の大災害には全戸数三九戸となっていた。

大河原区は、明治三〇年に五〇〇〇町歩（一町が九九一〇㎡）に及ぶ区有林の立木の中の一九種（ひのき・さわら・つが・もみ・しらひ・とうひ・あすひ・くろべ・ひめこ松・五葉松・唐松・杉・いちい・つき・かつら・しおじ・にべ・みずめ・黒松）を三〇年間の契約で売却した。右の一九品種の樹木は、共有山中の良木であり、以後三〇年の長期にわたって木材業者が入山し、伐採が行なわれ、また業者間で転売が行なわれた。中でも、大正六年、日立鉾山株式会社は約一四〇〇町歩を買い受け、製材事業を大河原の青木谷に開始した。この事業規模は大きく、昭和四年の事業終了までの間、多数の従業員が入り込み、小学校は児童数の増加で校舎を増築した。昭和二年には大正五年との比較で

二倍近い児童数となっていた程である。青木谷の久原事業所付近は、関東各地から入り込んだ従業員で一集落を形成し、会社は水力発電を行なって工場の動力源とし、また従業員の住宅に電灯をともしたので、谷間の夜がそこだけは明るく輝いていた。製品は小渋川沿いに部奈（松川町）まで敷設した軌道をトロッコで搬出し、それより索道で上片桐駅へ運んだ。トロッコは一日一往復し、列をなして走った。

久原会社の一〇か年余の製材事業は、隆盛時は六〇〇余人の従業員があり、大河原の商店街は一時は活気を見せたが、樹木の伐採で山は荒廃し、その後地崩れや洪水を起す要因となった。

五、島川原水田の開拓

〔小渋の恩恵〕

島川原は、小渋川が形成した広い面積を持つ川原である。小渋川は溪谷を流れる急流であるが、ここばかりは広がっている。沿岸の西側は大西山の崖地で壁のごとくになっているが、東側には上下市場・文満などの集落が並んで、大鹿

村の中心集落となっている。

大河原下市場には、島川原水田を水害から守るために、金毘羅権現・法性大明神・九頭竜大権現の三神が勧請され、石に刻して祭祀されている。その側に水田開拓一〇〇年記念碑が立てられている。碑の正面には「島河原二百年記念」とあり、両側面に「開拓文化五辰年 発起人栗山久蔵中根明右衛門」「明治四十年十月建立」と刻している。

文化五年（一八〇八）、久蔵・明右衛門両名が島川原に水田を開拓しようとの悲願を立てて、同六年に幕府からの荒地地見分役人の来村を機に、村役人に対して開拓出願の運動を始めた。その後も熱心に名主や支配所に出願し、五年の歳月を経てようやく開拓許可の見通しが付き、六一人の賛成者を得て資金調達を図り、実施が許可されて川除（堤防）工事に取りかかったのは、文化一〇年一〇月であった。翌一一年、聖牛（ひじりうし）一〇〇組を入れた長さ一五〇間（二七〇m）の川除工事が完成し、水田開拓予定の地割りを行なった。努力の甲斐あって、同一四年には三町五反余歩（約三・五ヘクタール）の新田検地を受けた。その後島川原水田の仲間は次第に増加し、文政五年（一八二二）には八〇余人となり、文久三年（一八六三）には一一〇人となっている。それほどに島川原一帯は水田

に開拓されて、昭和三六年の災害当時は三〇町歩といわれる水田地帯となって大鹿村の米蔵地帯となったのであったが、何としても小渋川は荒れ川であるため、洪水のあるたびごとに、堤防は大なり小なりの損害を受け、また用水取入口が破壊するなどの被害を受けたので、堤防普請・水路工事などに年々費用を要した。したがって、島川原水田の保有者たちは、水田を保護防備するために水防協力・堤防普請について、次のような規約を定めてあった。文久元年（一八六一）の規約について要点を見ると、

一、出水の際は互いに力を合わせ、昼夜風雨の場合も厭い無く、遅参なく出場して水防に協力すること。
一、堤防普請人足に出た時は、怠けず働くように互いに確かめ、力のかぎり努力し、粗略な普請をしないこと。
と、水防や普請の心得をあげ、また費用の負担についても定めてある。山村で米産の乏しい村民は、米産への執着は強かった。時には小渋川は暴れながらも文化年間の開田以来、島川原水田を潤した。

「小渋川の川除（木堤）」

文化一〇年（一八一三）以来、島川原水田を保護し、水田開発を可能にして、大鹿村の穀倉地帯と呼ばれるまでに

仕上げさせたのは、川除と呼ばれた堅固な木堤であった。大鹿村の水田の大部分は、河川の沿岸のわずかな耕地に開かれていたので、何としても水害を受けやすく、水害防止をすることは水田仲間の重要な任務であったことは、前述の水防の規約でも知られるところである。

川除と呼ばれた木堤の築造については、今日では築造経験者が少なくなり、わずかに残る高齢者からその方法を聞くより外はないのである。木堤の築造には、栗材が最適である。栗材は堅くて風雨に強く、大材は「代知らず」といわれるほどに朽ちない木材である。大鹿村にはこの貴重な栗の樹木が、村の近くの山々に豊富に生い茂っていた。

栗は堤防用材として使用したばかりでなく、家屋の用材として大切であり、柱・土台・屋根板（石を置いた板屋根であったから、栗のへぎ板を使用した）などに使用し、また、火の見櫓から常設の「はぎ」など大小を問わず、すべて耐久性を必要とするものには使用された。

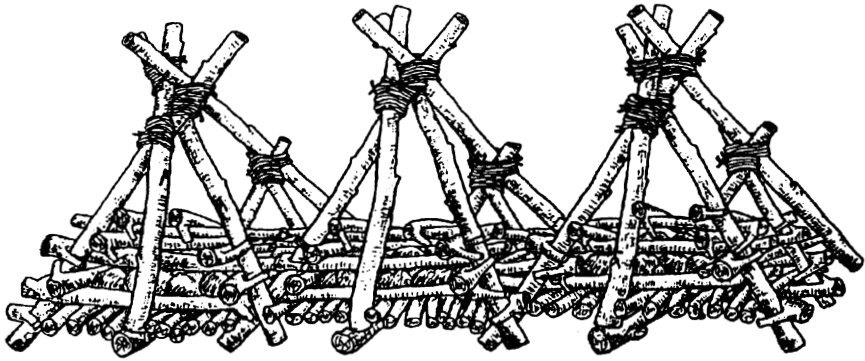
また栗の実は、農家の秋の豊かな喜びであり、食料として貧しい食卓を潤したのである。いわば、「粟地帯の文化」とでも言えるのではなからうか。大鹿村ではこのようにして家々の付近にも大切に生い茂らせてあったから、川除用材の入手はそれほど困難ではなかったのだ

る。しかし、大正時代から植林が奨励されて、山々の雑木が植林樹へと移り変わっていく中で、河川沿岸の築堤も栗材からコンクリート製のブロック使用へと近代化され、家屋の建材も変化して栗材の需要が少なくなり、「栗の文化」を築いた栗の木も次第に切り倒されて、杉や檜の植林木に取って代わられ、味覚の秋になっても、栗拾いの楽しさや山栗の味は昔語りになってしまった。

〔川除（木堤）の構造〕

築堤の重要な部分をなす用材を役木という。根太・脚木・かんぬき・覆い・ませ・水切りなどがそれで、長さ二、三間以上、末口三寸以上くらの栗材を使用した。根太は生松の太木を使用した（一間は約一・八メートル、一寸は約三センチ）。これらの役木を支えるのは、鉤のようになつた腕木であるが、鉤は樹木の枝の部分を鉤状に残して切つて作つたものであるが、この材もすべて栗材である。川除は、河川の流れに沿つてつくるが、場所によってはあまり河川に近付け過ぎたり、木堤の向け方によっては、対岸に耕地を持つ人々から「川を追う」といって、抗議や苦情が出るのであつた。

木堤を組むには、先ず川原の地面へ松材の根太を頭部を



㊦

河川に向けて敷設する。根太の頭部に開けた穴にかんぬきを通し、かんぬきの左右は脚木に開けた穴に差し込む。脚木の上部を交わらせて合掌形に組んで結束するが、二本の脚の組み方は上流に当たる脚を外側にして組む。このように組めば水への抵抗が強いという。脚木の斜交した上に覆い木をかけて脚木と結束するが、覆いは斜めに下がって末端は地面に着きこれを埋めて止め、しっかりと固定する。

脚木は前・中・後と普通には三脚を入れるが、覆いが斜めに下がるので次第に低くなる。前部の脚には根太に穴を開け、水切りを立てて上部は脚に結束する。結束にはすべて「しらくち」という蔓を使用した五、六年ごとに取り替えた。しらくちは「さるなし」といい、この地方の方言では「こくわ」とか「こっか」と呼ばれる蔓性の植物で、高山でなければ採取できないものである。

脚木には鉤付きの腕木をかけるが、腕木は根太の方向にむけて、かんぬきと腕木が三角形の形となるようにする。

かんぬきには、「そろばん木」という鉤付きの横木をかけて並べ、この上に大石を敷き並べて押える。置く石は普通四人担ぎから八人担ぎのものであった。次々と積み重ねるが、石の転落を防ぐためには「ませ木」を脚の内側に横に入れて、鉤付きの横木で押える。このませ木の入れ方に

は脚の外側に組み合わせて作ったものもあった。脚・水切り・ませ木などはすべて鉤付き腕木で支え、これを大石で押えるから動くことはない。なお、前部の脚にかかる腕木は、中・後部の脚にかかるものと互いに連係を持たせるように工夫して強固に築堤する。脚木はまた横に並ぶ木堤の脚木と下部で交叉するようにし、横木のませ木もまた次の木堤にかかって連なっていくのである。

前脚から後部の脚までかかる覆いは、各脚の結束の場所で結び付けられ後方に伸びて地面に付いているから、木堤が水に押されて後方へ倒れるのを防ぐとともに、各脚をしっかり固定する役目をも持っている。

水きりは前脚にのみ取りつけ、前脚や前脚の正面に付けられたませ木もまた水きりの役目をするのであった。積まれる石は、木堤を強固にする重要な役目を持つから、大石を使うのであるが、石の大きさは重量で表わして、二人担ぎは「さし」、四人担ぎや八人担ぎは「四てん」「八てん」といった。

石を積むために架ける橋を「堤防橋」といった。この橋の用材はさわらの大木の丸太材をはつり、角形にしたもので、これを傾斜を緩くして架けるのであるが、担ぐ人数によって橋の幅を変えて架けられた。

現在でも木堤の根太に使用した松材が川原から出てくることがあるという。生松が水気に強いことを知っていて、木の性質を生かして使用したのである。

(この木堤の構造について語ってくれたのは、吉川秀吉氏——大正四年生れ、下青木——と小沢敏一氏——明治三六年生れ、文溝——で、吉川氏の作ってくれた木堤の模型は、大鹿村民俗資料館に収められている。)

六、荒れ川 小洪

小洪川は昔から荒れ川だといわれてきた。小洪の濁流は天竜をも濁らすといわれたほどの荒れ方で、濁水が狂奔する。大鹿村の災害のほとんどは、小洪水系河川の荒れによるものである。洪水は勿論のことであるが、山崩れによる災害も水に起因しているのである。

小洪川は、流路延長二九・五キロメートル、総落差二、〇〇〇メートルに及ぶ急流である。平素は清冽な河川の美をなしているが、一旦集中的な豪雨や連続する長雨などあるときは、奥深い小さな谷川が増水し、河岸を荒らして流れ込むので、忽ち本流の小洪川は洪水となって奔流し、沿

岸を荒らす。殊に大鹿村の水田は河川沿岸の小平地に存在するので、洪水によって流失したり、決壊・埋没したりした。江戸時代には、幕府へ納入する樽木や木材が流失して、村民の苦勞がしばしばあったことは既に述べたとおりである。小渋川水系上流域を全地域としている大鹿村は、小渋川が荒れるか治まるかは、村民生活に大きく影響するのである。

明治以後の災害で、記録に残されている大災害のうちの最初の、慶応四年（この年明治と改元）五月の災害は、後世「辰の洪水」といわれているものであるのでこれについて述べる。

〔慶応辰四年（一八六八）五月の災害〕

慶応四年は九月に明治と改元したが、これは五月に起きた災害で上下伊那郡下で大災害があり、多くは明治元年五月とするが、改元前の慶応四年五月の水害であるのでそのようにしたのである。なお、当時は太陰曆（旧曆）を使用していた。

*当時の天候

「閏四月中旬より雨天勝ち、二五・二六日頃より雨がしきりと降る。五月に入って一日より雨天が多く、一二日よ

り一九日まで一日も晴れ間なしの強雨」

である。この当時はまだ旧曆を使用しているから、多分強い梅雨前線の影響による悪天候であろう。大鹿村の災害は、五月一三日に発生した。既に半か月以上の降雨で雨量の累積は多くなっていたであろうし、加えて一二日からの強雨で河川は大洪水となり、山崩れを起こし、人家・田畑を流失埋没するという大災害となり、この災害は大河原一円に及んだ。

*被害状況

「一、釜沢 集落の下通り桃の窪まで大崩れ、米山が大荒れ。

一、上蔵（わざ） 無難

一、青木川通り 中沢より堂垣外前まで田地残らず流失。

和合沢山崩れ押し出し、人家二軒押し埋め一軒石砂入り。中沢三軒石砂入り。

一、沢戸 沢戸沢大水、山崩れ、沢筋田畑押し埋め、人家一軒押し埋め。

一、浜洞 地面大動き、地面に高下を生じ、地割れ上垣外付近まで続く。

一、小棚 山崩れにて、人家二軒石砂入り。菅ノ口畑地欠損大なきでできる。小棚沢押し出し。畑地多く荒地地

となる。

一、桐久保 桐久保沢押し出し。車屋一軒押し埋め。大水、泥土多く押し出し、沢筋田畑九分通り押し流し、人家一軒押し埋め、川除まで押し込み、田畑押し埋める。

一、宮沢通り 山崩れ、満平沢へ押し抜き、人家二軒石砂入り。田畑荒れ地となる。

一、中尾沢 大荒れ、人家一軒押し埋める。

一、下島 田畑残らず流失。

一、桶谷 馬瀬新田・小白沢田地残らず流失。別当島本畑多く欠け落ちる。桶谷本村前大荒れ、九両沢人家一軒流失。北条前まな板倉田畑残らず流失。柳ヶ瀬、松除け川原通り右に同じ。

一、北条峠 大なぎ数か所発生、道路大破、往来止め同様。

一、遠山街道大破、その他耕地内通行容易にできず、近年未聞の大荒れなり。

右の災害は、恐らく一三日に発生してから一八、一九日頃までの間に各所で起きたものであろうし、数日のうちに全村にわたる大災害となったのであろう。上下伊那郡から

静岡県に至る天竜川沿岸の村々は、五月一八日に大災害となつてゐるし、村内鹿塩も一八日に「大鹿村鹿塩川出水のため、塩河・向・塩原などの各所流身となる。(天竜川流域調査書明治三一年内務省)」となつてゐる。鹿塩方面の災害については詳しくは分かつていない。他村の状況から推して、大鹿村も一八日が災害の中心日であつたらうか。これ以後の大災害のあつた年月を上げると、次のようである。すべて長雨や豪雨で起きた山抜け、洪水によるものである。

一、明治一五年(一八八二)一〇月一日の災害。

一、全三二年(一八九八)七月二一、二二日の災害。

死者一〇人あり。

一、全三四年(一九〇一)五月一八日の災害。

一、大正二二年(一九二三)七月一八日の災害。

一、昭和四年(一九二九)七月四日全一六日の災害。

一、全一三年(一九三八)七月四、五日の災害。

一、全一八年(一九四三)九月四日の災害。

一、全二〇年(一九四五)一〇月五日の災害。死者二

名あり。

一、全二七年(一九五二)七月二〇、二二日の災害。

一、全 三六年（一九六一）六月二十七日〜二十九日の大鹿村
未曾有の大災害。世に三六災害という。

次に明治の災害のうち、三一年七月の災害について述べ
る。

〔明治三一年七月の災害〕

明治三一年（一八九八）の七月（旧曆）は長雨で、地区
によっては晴天祈願をするほどであった。二一日には大雨
となって河川が増水し、大洪水が心配されるようになった。
この日の夜半頃、大河原の奥地、小渋川の上流で山抜けが
あり、小渋の湯の湯主を始め、湯治客ら一〇人の死者を出
した。

鹿塩方面では、鹿塩川の洪水で沿岸の田地を流失するな
どの大災害となったが、中でも支流の塩川の洪水は田畑六
町三反余歩（約六三〇a）流失し、家屋七棟流失、その他
沿岸の堤防・水車などの多くを流失するという大災害であっ
たが、特にこの災害で述べたいのは、塩河地区で古来から
湧出している塩水を利用して行なっていた製塩業を挫折さ
せたことである。

明治八年（一八七九）、旧徳島藩士黒部銑次郎は、鹿塩
に塩水が湧出するのは地下に岩塩が存在するものと見て、

同志工藤欣八らと共に来村し、坑区を設定して発掘を申請
し、許可を得て準備を整え、岩塩坑掘削を開始したのは同
一一年六月であった。塩泉基源の岩塩を発掘し、岩塩王と
なることを夢見て横坑・縦坑と掘削したが、容易な事業で
はなかった。黒部は地下に岩塩ありと信じたが、当時中央
の地質学者の多くは、塩水の湧出は太古の海水が地下に浸
透して凝固したものが地下水に溶けて湧出するのであると
の説であった。しかし、黒部は岩塩の存在を論じて掘りに
掘った。その資金を獲得する手段として、塩水利用の製塩
事業を始めたのは、明治一三年（一八八〇）一〇月であっ
た。湧出する塩水の塩分は海水に匹敵するので、良質の食
塩を産出した。

明治二〇年代（一八八七〜）に入ってから、時の軍医総
監松本順から、保健療養に効果のある塩泉浴場経営の勧告
を受けた黒部は、二四年県の許可を得て、二五年塩泉浴場
経営を始め、製塩業と共に事業を進めた。塩河の塩川沿岸
に彼らの長屋・製塩場・浴場など七棟が建てられていた。
明治三一年旧曆七月二一日、朝からの雨は豪雨となり、
塩川は増水し、二二日朝には大洪水となって沿岸の田畑を
流失し、黒部らの前記の七棟も破壊流失してしまった。

入村以来営々として苦心経営の後は、一朝にして荒れ川

原となつてしまつた。後に地区の青年らの協力を得て事業を再起し、明治四三年まで続いた。

七、三六未曾有の大災害

〔洪水と崩落〕

三六災害とは、昭和三六年六月の大災害を言う。この三六災害は、河川の洪水と、山の崩壊が起こした大災害であつたといえる。この洪水と破壊を起こした直接の原因は、梅雨前線のもたらした集中豪雨であつた。

小渋川水系は谷が奥深く、谷々の大小河川は多量の降雨があると忽ちにして増水し、急斜面を奔流して流路の土砂を押し流すのが常であるが、この時の豪雨はきわめて雨量が多く、しかも連日の降雨であつたために、河川の洪水に伴つて、多量の水を含んだ地面が重量に耐えず、地すべり・山抜けの状態を起こして押し出した。上流がこのような状態になると、上流地域の被害にとどまらず、洪水は土砂流となつて下流の地域に大災害を与えるのである。

鹿塩川・塩川・青木川、いずれも大災害を起こしたが、最大のものは鹿塩川上流の崩壊であつて、一集落を壊滅し

たばかりでなく、下流の地域に大災害を及ぼした。

また、不慮の大災害を起こしたのは、大西山の崩落であつた。一瞬にして多数の人命を奪ひ、家屋を破壊し、田地を埋没したのである。

三六災害の大部分は、大鹿村を南北に走っている中央構造線沿いに起きたものである。鹿塩川・青木川流域はこのため地質的に弱く、地すべり性を有していることを忘却してはならない。災害は忘れられた頃にやつて来るといふ。

〔集中豪雨〕

昭和三六年六月は、月初めから中旬までは雨が少なく、水不足が心配されるほど、梅雨前線の活動は弱かつたが、下旬に入って二〇日頃から天候は崩れ始めた。大鹿村は二三日には断続的な降雨となつたが、二四日からは大雨となり、日を追つて強くなつた雨は二六日には四四ミリの降雨があり、降り出しからの雨量は九九ミリとなつた。この日の正午には大雨情報があり、午後五時四五分には大雨注意報が発せられていた。南海上にあつた熱帯性低気圧は台風六号に変わり、この刺激を受けて活発になつた梅雨前線は二七日に集中豪雨となり、殊に日没から二八日夜明けにかけては、一時間当たり二〇〜三〇ミリという豪雨となり、二七

日の降水量は二七五ミリを記録した。二八日もなお集中豪雨となり、降り始めてから六日間で総降水量は四二四ミリとなっていたが、雨はなお降りやまず、二九、三〇日と漸次降水量は減じたものの、七月に入ってからも天気はぐずつき、終始約二週間にわたる異常気象となったのであった。この間の総降水量は五三五ミリと記録されている。

〔災害の発生とその状況〕

災害は二七日から二九日の午前にかけて発生したのである。二七日は前述のごとき豪雨で、小中学校は通学道路が危険になったので、午前中で授業を打ち切り集団下校したが、午後になって災害は北川地区から発生し、引き続き各地に大災害が発生し、最後に二九日朝、大西山平なぎの大崩落による空前の大災害となったのである。災害の概況は次のようである。

二七日～二八日にかけて、河岸の崩落、堤防・道路・橋梁・住家・農耕地などの流失・決壊・埋没があり、鹿塩地区は住家五二戸破壊流失、死者行方不明一三名、大河原地区は住家一一戸を失った。

二九日午前九時頃、大河原地区の大西山が大崩落し、下市場・文満の住家四〇戸破壊、死者行方不明四二名、水田

埋没約三〇町歩という大災害となった。

その後全村にわたって被害調査が行なわれたが、その結果は更に増大して、人身・住家・公的施設・耕地・山林など、被害は莫大な数となった。大鹿村災害対策本部の発表は次のようになっていた。

〔災害の体験―見聞記〕

私は、三六災当時は大河原小学校（その後鹿塩小学校と合併して現大鹿小学校となる）に勤務していた。この年四月、小学校校舎は鉄筋コンクリート三階建の新築が完成して、月末に旧校舎から移転し、五月一日から授業を開始していた。

六月二六日からの強雨は、二七日になると断続的に降る雨は車軸を流すというか、篠突く雨というのか凄まじいものであった。時間的な雨量を観測しようとして出した容器に、雨滴が叩きつけるように注いだ。午後は授業打ち切りで、隣接の中学校と共に児童生徒は教師付き添いで集団下校をした。各方面共に無事帰宅することができたが、この時既に北川方面には大災害の危機が迫っていて、北川集落全体が流失壊滅するという大惨事となった。北川に通ずる道は既に破壊されていて連絡もつかず、役場から出たこの

方面の視察隊も車を捨てて引き返すような状態であったと
のことで、この北川の惨事が知らされたのは数日後のこと
であった。

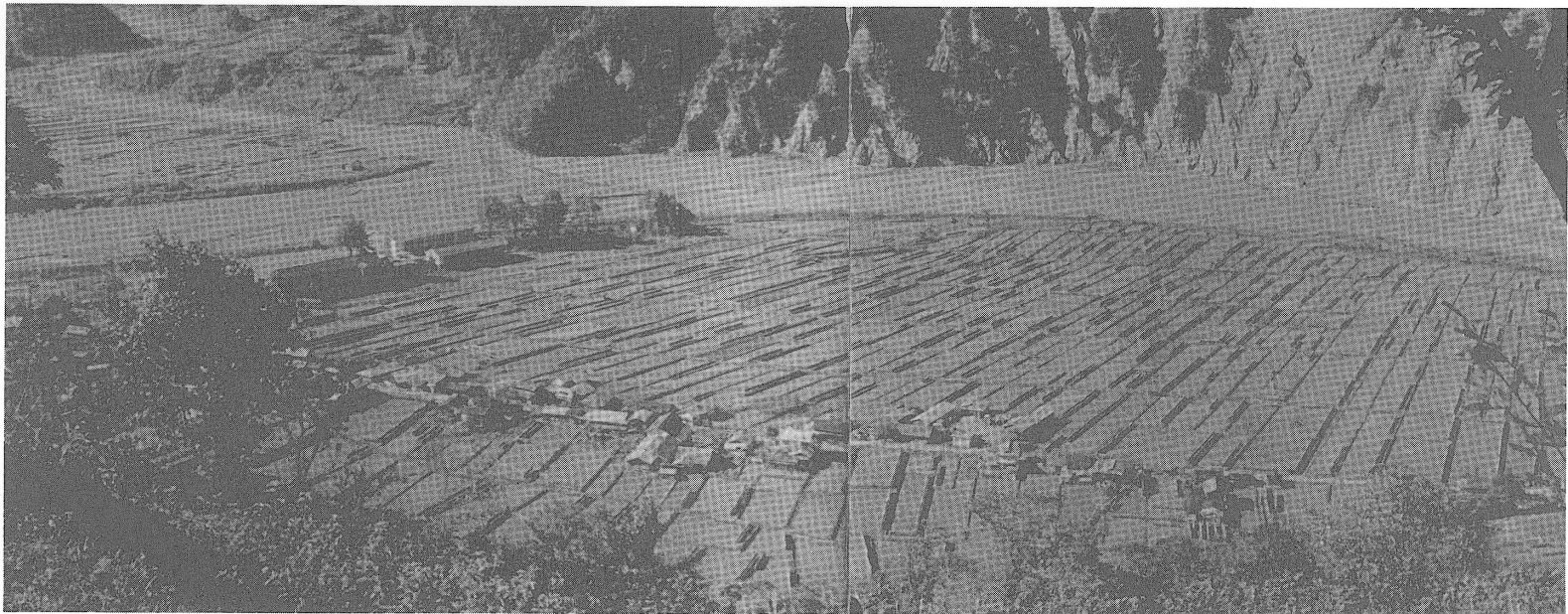
この二七日夜、小洪川は上蔵堰堤を破り、ごうごうと音
をたてて石を流し、すさまじい勢いで流れる。大河原中学
校の校庭は、堤防一つで川原に接しているので、堤防が破
壊されれば濁流が校庭を襲う。そうなると一段低い小学校
も危険になる。消防団は堤防巡視を怠らなかつた。が、思
いもよらぬ濁流が侵入した。それは、上・下市場の境をな
している桐の久保沢が洪水となり、消防団の必死の水防活
動にもかかわらず二八日の朝早く、下流の小洪川合流口付
近を決壊して中学校の校庭に流れ込んだので、校庭は河川
のごとき状態となり、その余波は小学校校庭へも流れ落ち
る有様となつたが、消防団の必死の努力で桐の久保沢の校
庭流入は次第に収まつた。

二八日も雨は降り止まなかつた。各地から災害の情報が
入り、既に大量の降雨のために山の土は飽和状態になつて
おり、更に山崩れの心配もあるということで、学校は引き
続き臨時休校をするということになり、職員は万々に備え
て一階にある重要書類は二階へ上げた。停電と電話不通の
中で詳細な災害情報はつかめない。山崩れ・水害の不安で

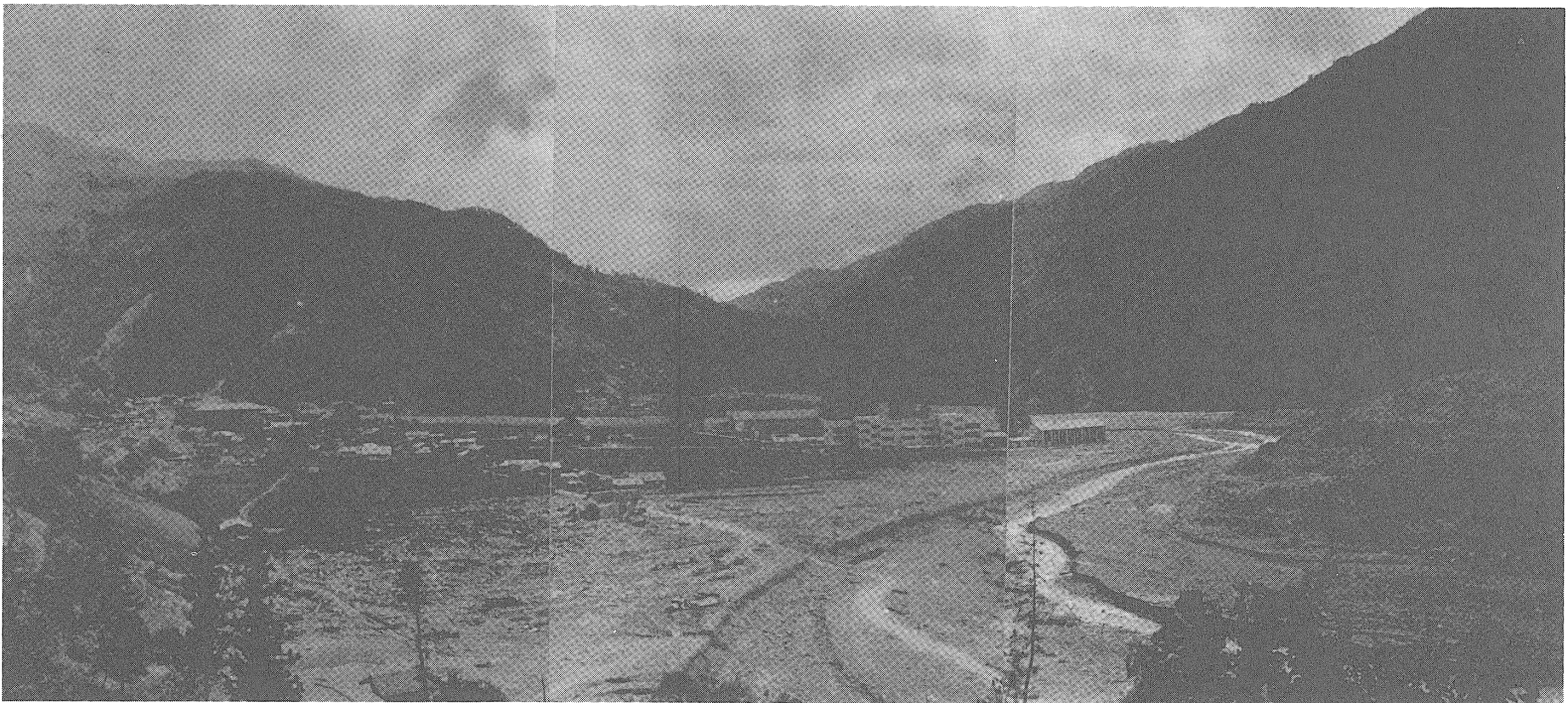
落ち着いてはいられない思いで夜を迎えた。この夜は不安
のために安全な場所を求めて避難した人が多く、鉄筋三階
建ということで小学校を避難場所にした人々もあつた。各
河川は大増水で、人家の流失、道路や橋の破壊に加えて人
命が失われたとの話もあり、警鐘の音を聞きながら不安の
一夜を明かした。

二九日の朝、雨は一時小止みになつた。学校は引き続き
休校のままであるが、職員は常のごとく出勤して会議を開
いた。万一緊急の場合の打ち合わせと昨日の水害箇所の処
理など話し合つて作業に移ろうとした時であつた。

一瞬「ズドン」という何とも言えない不気味な物音が
大きく響き、校舎が震えたかと身を感じた。何事だ。嫌な
予感がした。私は急いで玄関から表へ飛び出し、校門の外
へ出た。二、三の人々が続いた。下市場から文満方面へと
目を向けると、それは即座に言葉の出るような有様ではな
かつた。ただ「あれを見る、あれを見る」というばかりで
あつた。目に映つたのは、破壊され押し潰された家が折り
重なつて見え、砂礫の山が眼前にあるというものであつ
た。しばらくは呆然と立ちすくんでいたが、取つて返して
校舎の様子を見ながら足早に体育館へ出た。見よ。校舎に
続く体育館の西側の壁は全く吹き飛ばされて外部が見えて



36 災以前の島川原



流失した島川原

いるではないか。後になって思ったことであるが、この日児童がいたらどうなったことであろうか。時間は午前九時一〇分、体育館は低学年の体育授業が行なわれていたことであろうと慄然たる思いであった。

まもなく、消防団から「大西山平なぎ地籍が崩落し、小渋川を堰き止め、小渋川の濁流が校舎をも襲うであろうから避難せよ」との通報があり、階下の戸締まりをして玄関を閉じ、職員は避難した。

避難所は少し高台にある香松寺である。下市場・文満の地区の旧くからの家は、傾斜面の山の中腹から山麓にかけて存在しているが、新しい家は、島川原と呼ばれた平坦地に町並を作っていたが、その町並が一瞬のうちに崩落の風圧で破壊されてしまったのである。人々は続いて起きるかも知れない山崩れの不安におののいて、上へ上へと登った。大西山は時々音をたてて小崩落を続け、岩石が落下した。

当時、大河原小中学校には寄宿舎があった。それは、大鹿村西部の山間地中山に小集落があり、ここから学校までは到底通学不可能であったから、中山の児童生徒は、中学生が先達となって自主的な寄宿生活をしていた。私は寄宿生が心配になって見に行ったが、既に避難して誰もいな

かった。

再び小学校に様子を見に行った時には、すでに濁水が校舎を取り巻いていた。後々まで、校舎一階の壁には一メートル近くも浸水した跡が残っていた。やや落ち着きを取り戻し、改めて島川原方面を見渡した。小渋川の流れに沿って北方に見渡せるはずの谷間には、小高い丘ができて遮っている。(後に、高さ四八m、幅五〇〇m、体積三一二万㎡といわれた)そこには、大鹿村の穀倉といわれた島川原三〇余町歩の美田の姿はなかった。東方の山裾には、無残に打ちのめされた家々が重なり合うかに見える。ごみ屑のように。風圧による倒壊である。山津波だ。恐怖感が背を走った。避難所の香松寺へ急いだ。

香松寺には既に多くの人々が避難していた。寺は負傷者の収容所にもなっていた。次々と負傷者が運び込まれてくる。負傷者の手当をしているのは、当時大河原小中学校兼務の恩沢扶養護教諭であった。彼女は急を知ると同時に保健室の救急薬品を肩にして香松寺に登ったのである。さすがであった。その恩沢扶養は、

「寺の中は蜂の巣でもつついた如く避難者があふれ出ていた。早速怪我人収容室へ行くと、泣く者、うめく者、意識不明の者一五、六人が広間一杯に寝かされ、痛手に

救いの手を求めていた。他の先生（学校）の協力により、重患から強心剤を打ち、応急処置に取りかかったが、全身泥まみれで痛々しい。身体を動かすこととて困難。衣類をハサミで切り裂くより方法がなかった。」と書いている。

落合にある大鹿病院から、医師・看護婦が駆け付けて救急処置をして重症者は消防団の人々によって病院に運ばれた。

崩落した土砂は小洪川を堰き止めたが、この堰が切れると溜った濁流が押し流されて奔流となり、これによって更に死者・行方不明・家屋家財の流失などの惨状を加え、大西山大崩落は下市場・文満の住宅三九戸、死者・行方不明四二人、水田三〇余町歩を壊滅したのであった。

三〇日は、大河原地区の小・中・高校合同職員会が開かれた。会場は下伊那農業高校の大鹿分校であった。当時、大鹿村には下伊那農業高校の大鹿分校が村民の熱望によって設置されていて、移転した大河原小学校の校舎が使用されていたのであった。この校舎は幸いに何の被害もなかったため、ここを大河原方面三校の本部とした。この時報告された災害状況は次のようであった。

二七日午後、鹿塩川の大洪水は北川地区で水防に当たっ

ていた三名を犠牲にし、北入地区の人家を流失し、谷々の溪流は増水し、濁流は奔流となって沿岸を荒らし、塩原地区では堤防を乗り越えて中学校の体育館に押し入って、体育用具やピアノを埋没あるいは流失させ、下流の塩河地区の人家を襲ったので、人々は塩河公会堂や市場神社、その付近の民家に避難した。

同じ頃、西の地区では寺沢が増水して突然に沢が押し出し、水防作業中の三人を流し、数戸の人家を破壊して土砂が奔流したが、この沢は夜に入ってから再び押し出し、人家四戸を埋没して道路から水田にかけて土砂の山を大きく築いた。

夜に入ってから鹿塩地域の河川による災害は更に大きく広がった。塩川も急激に増水して、塩湯付近の道路を破壊し、人家三戸を流失させ、更に鹿塩川の下流では梅の木沢が崩落し、六人の生命を奪った。このほか思わぬ小沢の押し出しで、家屋の倒壊や泥流による死者を出すなど状況は次第に険悪となって、人々は安全を求めて学校や公民館などへ避難したのであった。猛雨はいつ降り止むという気配もなく降り続いた。夜半を過ぎた頃、鹿塩川濁流は鹿塩農協の利用部付近から突入して、鹿塩市場といわれる部落の目抜き通りを荒らしまくった。更に下流の落合地区を

侵して、流失・浸水・半壊などの家屋は二〇余戸となり、役場も危険な状態となった。このほか鹿塩地区は大栗・西・北入・沢井・入沢井に災害があり、災害は全地域に亘ったものと知らされた。

大河原地域では、青木川上流の桃平地区から災害が始まり、人家三戸が流失・埋没し、道路や橋が破壊された。文満では、地すべりで人家三戸が倒壊埋没し、小渋川下流の桶谷は夜半近くから人家二戸の流失があり、被害の拡大が予想されたが、交通・電話が途絶して情報不明となったという。

続いて報告されたのは、中学校の原教頭が行方不明であるとのことであった。昨夜までに避難所の香松寺に姿を見せず、安否が心配されていたが、この会議にも出席がなかったのである。

授業の可能な状態になるまで当分臨時休校とすることに決定し、一同手分けして原教頭の搜索をすることになった。原教頭は無残にも圧死体となって消防団に発見された。暗然たる思いであった。いつになったら授業が開かれるのか見通しは立たなかったため、数日後、集落ごとに集会所などを利用して小中学校の職員が出張し、集団学習を行なった。全集落の小学校児童が登校できるようになり、

平常授業となったのは、八月四日である。

〔救済と復興〕

電気は停電し、電話は不通になり、主要な道路は破壊されて東西南北のいずれへも容易に出られない。大鹿は全くの陸の孤島と化してしまつた中で、建設省小渋川出張所の無線電話が唯一の通信であった。この無電で、大鹿村の急を告げることができた。二九日の大西山崩落で建設省の出張所も壊滅したが、これより先に無電局は停電で通信不能になったため、大豊建設の発電所である上蔵下へ無電局を移動していたのであった。これが遠距離通信の役目を果たしてくれた。また一方村役場では、二七日、災害対策本部を設けて危険地帯への措置を取り、二八日早朝大西山越えで地方事務所へ連絡に出たのであったが、悪路をたどって、ようやく午後八時過ぎに豊丘村の役場へ到着し、それより一路地方事務所へ向かい、災害状況を報告して救援を求めた。災害救助法が発令されたのは、同日の午後二一時であった。

二九日、大西山崩壊による大惨事が起きると、村は対策本部を役場に、分室を大河原・鹿塩に設置し、数名の連絡隊は危険を冒して地方事務所へ向かい、災害の詳細な報告

をして救援を願った。また、建設省の大鹿無電局も村の依頼を受けて天竜川上流工事事務所の無電局へ送信し、これより各方面へ連絡をとって村の救援依頼が伝えられた。この大鹿無電局は後に大草原農協へ移って、災害対策の通信に活躍した。

県警機動隊や、飯田警察署員が大鹿村へ派遣されて来村したのは三〇日であった。ただちに警備本部が設置され、大草原・鹿塩両公民館を拠点として活動が始められた。何しろ大災害である。多数の重傷者、死者、行方不明者があり、倒壊家屋や家財、次第に送られてくる救援物資、復興資材等々、警察として対応しなければならぬことは山積している。それはまことに昼夜を分かたぬ活動というべきものであった。

災害後の伝染病発生防止のために活動したのは、来援した県防疫班とともに一致協力して働いた大鹿消防団救護班と部落衛生係の人々であった。被災地を中心に十分な消毒を何回ともなく行なった。伝染病の発生がなかったのは、これらの人々の防疫活動の賜物であった。

交通途絶になって、第一に心配されるのは食糧であったが、幸いにして、大草原の農業倉庫には政府保管米四〇〇俵を保管していた。この米が災害救援米として払い下げに

なったのであった。これを精白して婦人会の人達の活動で、消防団員や避難所への炊き出しが行なわれたのであった。婦人会（日赤奉仕団）活動は約半月に及んだ。

大鹿村大災害発生をいち早く報道したのは、NHKと朝日新聞社のヘリコプターであった。三〇日に飛来して全国に報道したので、各地からの慰問や救援が開始され、救援物資がぞくぞくと送られてきた。

当時伊那谷は、空前の被災地とも言うべきものであって、独り大鹿のみが災害地ではなかったから、道路はいたる所で破壊され切断されていた。物資を人の背で運ぶこともできない状態であったから、空からの救援以外には手段はなかった。下伊那郡では県を通じて、政府へ空輸を要請したのであった。

七月一日、米軍大型ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター合わせて二一機が出動して来た。基地は飯田市を中心に設定し、大鹿村へ飛来するヘリコプターは、米軍機は天竜高校グラウンド、自衛隊機は松川中学グラウンドを発着地にして、食料品、医療品、救援物資や資材の運搬、また重傷者の救出や輸送に当たった。ヘリコプターの轟音が大鹿の谷々にとどろき渡り、人々は「救われる思いがしてうれし涙を流した」といっている。

当時大鹿村は春繭の出荷時期であった。これが出荷不能となれば、村民の収入は大打撃を受けるので、村は県警を通じて春繭の空輸を嘆願し、米軍機・自衛隊機を使って、七月二日から四日までの三日間に、春繭約三万キロを松川基地に輸送し、そこから天竜社工場へトラック輸送され、養蚕家は胸を撫で下ろしたのであった。

災害地救済に尽くしたヘリコプターの威力は大きく、そのほか、行政関係の要人、救護関係者、報道陣などの来村や、村内からの陳情出張にいたるまで、皆ヘリコプターに頼らなければならなかった。

自衛隊の活動は空からばかりでなく、地上でも大活躍した。隊員が二四〇余名来郡し、応急道路の開設や、消防団に協力して、災害地での死体の発掘や治安維持に尽力した。

七月二二日、西沢県知事が被災状況視察に来村した。新井村長は知事に対して、今後の治山治水事業の大幅取り入れ、罹災者用仮設住宅や公営住宅の大幅助成と融資、被災地の改良復旧の実施などについて要望し、続いて被災者代表が仮設住宅に対する県の配慮を強く要望した。更に農業委員会は耕地の壊滅に対する営農指導や援助を陳情した。

知事はこれに対して、総合的な見地に立って、災害復旧

の新方式を国に要請するとともに、県自体としてもできる限りの援助を仮設住宅や営農の問題も含めて挨拶した。また、同伴の相沢総合開発局長は、小渋川水系の治山治水については、再検討して対策を立てる必要があることを述べた。

村が行なった災害被害調査によれば、人身関係では、死者行方不明五五人、負傷者六四一人に及び、そのほか農地・山林・道路橋梁・堤防・公共施設・住宅など損害見積り額は併せて三三億円に上るといふ莫大な額に達した。この災害は、大小の差こそあれ被災は大鹿村全域に及んでいるので、村独自の資力では到底復旧は果たせないと、国会・建設省・農林省・自治省など国の関係機関や、県との関係機関へ「災害地復旧に関する陳情」を八月以降しばしば繰り返した。

同年一二月の国の災害復旧査定の中で「大西山崩落排除」だけが外された。それは、膨大な土砂量のため莫大な費用がかかること、その反面復旧する耕地面積が少なく、経済効果が少ないとされたことが理由であるが、この時の査定から外れたのは長野県内で大西山がただ一か所であった。

これより先、島川原復旧を念願して「島川原復旧委員

会」が組織されていたから、同委員会全員一二〇名の大陳情団を組織して、翌三七年一月、飯田建設事務所・県庁・建設省・大蔵省などへ早期復旧を願って陳情した。この陳情が効を奏したのか、程なく「崩落排土二七三^m、査定金額八億八千万円、島川原耕地復旧額を含めて約一〇億円」という莫大な予算額を得た。一か所に一〇億円という復旧工事は、他に見られぬ予算付けであった。

島川原水田復旧工事は三七年度から着手し、三九年度に完成したが、約一五ヘクタールが水田となり、復旧不能の場所にあった水田は国の買上げとなって終了した。

現在、大西山崩落地は山麓に台地状に残された部分と、それに続いて排土を利用して造成したグラウンドがあり、前面は小波川を挟んで島川原水田と、再興した文蔵前水田合わせて約二〇ヘクタールの水田地帯が開けている。

大西山崩落土砂を排除しての復旧は、国費約一〇億円の巨費と、四か年の歳月を費やして、昭和四〇年一月、復興記念式が挙げられた。

今、大西山崩落跡地の台地には、桜樹約三千本が植樹されて桜の園地となり、ここに殉難の碑が建立されて、殉難者五五名の氏名が記されている。また落合の村役場跡に

は、復興記念碑が建立されている。碑の裏面には、「昭和三六年梅雨前線集中豪雨により、前古未曾有の大災害を受け、五五名の尊き人命と四〇数億円の被害を蒙り、之が復旧について国県の援助と村民の一致協力により復旧したので、時の建設大臣中村梅吉氏の揮毫により、之を建つ 昭和四拾年拾月建之 大鹿村」と、記されている。

「集落の消滅」

(一) 北川集落の成立と離散

大鹿村の三六災害被災地の中には、復旧も再興も出来なくて消滅した集落があった。北川・中山がそれである。

北川の集落は明治になってから発生した集落である。分杭峠を下ると鹿塩川の上流地帯「北川」に出る。北川は元来は河川名であって、鹿塩川の上流は、旧くは北川と呼んでいた。それは北方から流下する川という意味である。この川について下ると「北入」の地区となるが、明治時代に到るまでは北入りより北部には集落はなく、大森林地帯であったから、鹿塩の入口として地名が付けられたのである。この北部の大森林が材木業者に売却されたのは明治七年であり、松本の材木商「中勇」が一〇年契約で伐採し、その後「伊藤（上伊那郡藤沢村）」・「山十（高遠町）」

と業者は替わったが引き続いて三〇年間の伐採事業が行なわれた。

最初の伐採が始まると、樹木の中には木地屋稼業の益や椗の原材料になる良材があることに目を付けたのは、隣村南向村（現在中川村）に居住していた小椋・大蔵ら三名の木地屋であった。この三名は「中勇」から原木を購入して入山して居住した。また伐採従業者の中にも居住するものがあり、農業を目的として入山したものなど、当初はわずかな居住者であったが、年々増加して集落を形成し、いっしか河川名の「北川」は、地名として呼ばれるようになった。

木地屋は続々と入山し、明治一八年頃には戸数二〇戸のうち木地屋は一三戸になっていた。木地屋は作業工程の「ろくろ」の動力に水車を使用するので、水力利用の便利な河川の沿岸を開いて居住し、一方では伐採跡地の川沿いの緩斜面を開墾して耕地とし、次第に農業者としても定着するようになり、集落を形成していった。

明治二二年四月には大河原・鹿塩両村が合併して大鹿村となったが、北川が大鹿の一耕地として公認されたのは、明治二三年である。それ以前は、北入耕地に付属していたものかと思われる。

三〇年間の伐採で大きく伐り開かれた跡地には、上伊那郡下の近隣村から、分杭を越えて入り込んだ人々が開墾して、出作り農業をするなどしたが、養蚕業が好況になるにつれて桑園が大きく開かれ、また木炭生産をするようになると出作り農業の人々も定住するようになり、戸数は次第に増加した。

集落は北川地区内の矢立木（やたてぎ）・楨立（まきだち）・味噌震（みそゆるぎ）・手開（てびらき）・柄山（からやま）・光源寺（こげんじ）などに散在して、八〇戸以上を数えるようになった。出身地は各方面にわたったが、上伊那郡下の人々が最も多かった。こうして北川耕地は鹿塩川上流の大集落となった。

木地屋の人々は桑園がしきりに開かれる明治二七、八年頃になると、木地の素材が欠乏して経木の製造に移行したが、この仕事も明治末期には終って、養蚕や木炭の生産を行なうようになった。

当時上伊那郡の高遠町は鹿塩・大河原へ物資の供給をし、大鹿の物産との取引が行なわれたので、分杭峠を越える駄馬が多く往来し、道路が改良されて運送馬車も通るようになり、北川には馬宿ができるほどであったので、北川地区の住民の中には運送の仕事に従事する者もあって繁栄

を見せた。しかし、この繁栄も大正七、八年頃が最盛期であって、次第に養蚕は不況になり、大正末期には索道が設置されて物資の輸送がされるようになり、また商圏が次第に高遠から飯田へ移るようになって、高遠からの物資は減少する一方となった。これに加えて、大鹿村は大正十一年三月、公有林野野官行造林実施を決定し、これが北川地区へ施行されるようになった。地区の住民も作業人夫としてこの作業には従事したが、木炭材が失われて、製炭業は衰退した。

養蚕は不況となり、輸送の仕事もなくなり、製炭さえ思うようにならないとなると、畑地の耕作のみでは生活が苦しくなり、他所へ移住するものが出始め、人口減少の一途をたどるようになった。昭和二八年の時点では五〇戸となり、昭和三六年災害当時の戸数は三九戸となっていた。

北川は新開地ではあったが、人々は教育を大切にしていた。学校のあった北入へは遠距離のため通学ができず、当初は一般の住宅の一室を借りて寺子屋式の授業であったが、次第に戸数が増加するにつれて校舎・集会所・舞台ともなる兼用の建物を建てた。明治三十一年、北入尋常小学校の分校となり、大正四年に高遠から井上定義が教師として赴任し、以後北川分教場主任として一年間北川教育に尽くし

た。北川の人々はその徳を称え、後に「井上先生頌徳碑」を集会場の庭に建立した。大正五年、北入小学校が鹿塩尋常小学校の分教場となったので、北川もまた鹿塩小学校の分教場となった。大正一〇年鹿塩小学校は校舎を新築して移転し、残された旧校舎を翌年北川に移築して、初めて独立の校舎を持つことができた。児童は遠距離のため本校への通学はならず、六ヶ年間で分教場で終えたので、それだけに地域の学校として根強いものがあり、先に述べた「井上先生頌徳碑」の建立も、学校と地域の人々との強い結び付きによるものであると思われる。

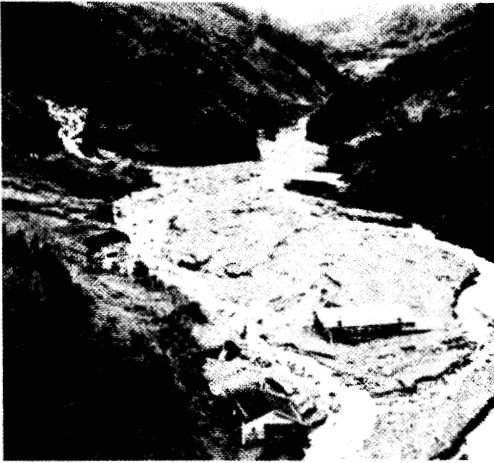
昭和二二年新制中学が発足すると、北川の中学生は、中学校の付近に設けられた寄宿舎へ入舎して通学した。

(二) 三六災害の犠牲―集団移住

三六災最初の犠牲となったのは、北川の集落であった。二七日午後一時からは、連日の豪雨で増水となっていた鹿塩川には、各小支流の谷川も奔流となって合流していた。東側から流入している東小花沢へ架けられていた橋が危険になったので、防災作業に人々が集まった所へ、突然山抜けしたのか鉄砲水が襲いかかってきたので避け切れず、不幸にして三人が濁流に吞まれてしまった。これを始めとして、次々に支流の押し出しがあり、その日のうちに洪水・

山崩れ・押し出しなどで、学校をはじめ木炭倉庫、人家などの埋没・破壊・流失がしきりと起きた。

人々は避難した。楨立に三二人、馬墓地一人、手開三人、柄山二人、不動つる根が最も多数で七六人となった。これらの人々は、各避難先とも互いに連絡が取れず、孤立していた。



鹿塩川の土砂に埋もれた大鹿村北川分校
(建設省)

翌二八日、役場へ向かった連絡隊は、北入りの黒川の氾濫で渡ることができず、儀内路から食糧を求めて帰った。孤立のままであった北川へ北入消防団の救助の手が届いたのは三〇日であった。続いて村の災害対策鹿塩分室から救援が行なわれ、七月三日からはヘリコプターの活躍が始まったので、空から食糧や医療品などの物資が送られ、ようやく北川の人々は愁眉を開いた。学校が流失したので、児童は寄宿生活となって本校へ通学したが、北川は住む家の大多数を失い、荒地地となって再興の目途も立たず、昭和三八年三月、北川地区全戸集団移住して、集落は離散した。

木地屋の人々によって明治の始めに開発されてから、一時は繁栄を見せたが、百年を経ずして集落は消滅してしまっただのである。

(三) 中山集落の離散

三六災害で北川と同様に消滅した集落に大河原地域内の「中山」がある。

中山集落は、人家が滝沢川上流の中山沿いの大萱山・高森山の斜面に散在していた。中山集落の発生時期ははっきりしないが、大正初年に入山して木炭生産に従事した人達が、水利のよい地にわずかな耕地を開発して、次第に住

み着いていったのが始まりであろうと思われる。

小字中山を中心に、脇田洞や梨平にわずかな人家で居住していた。交通不便の遠隔地で、大河原の中心地区にある大鹿郵便局からは、中山本村までも約一〇キロもある上に、道路は村境の滝沢から上は山道で、道の修理や両側の草刈りなど、中山の人々は苦労が多かった。児童の通学は当初は桶谷分教場で義務教育を終えたが、後には大河原小中学校付近に寄宿舎を設けて通学した。

村の行政上では、当初中山は桶谷に属していたが、桶谷集落の中心部までも五、六キロあり、何かと不都合であったから、大正一三年に分離して独立した。昭和二八年の時点では戸数一一戸になっている。

昭和三六年の集中豪雨に、中山沢は大氾濫となり、全壊・流失家屋四戸をだし、耕地や道路を破壊した。遠隔地であるために連絡もつかず、また中心地区が大災害地であったために救援もなく、孤立の状態が数日を過ぎた。

中山は遂に居住不能となって復旧ができず、全戸が村外へ移住し、集落は離散して消滅した。

「小洪ダム建設で消滅した桶谷集落」

(一) 小洪川の発電

小洪川を利用して発電することが計画されるようになったのは、大正一四年(一九二五)である。この時の計画は、鹿塩川の支流塩河を利用するものであったが、その後伊那電気株式会社によって計画が拡大され、小洪川利用による水力発電計画となった。村では、昭和二年に対策委員会を設置して以来、研究協議を重ねたが、昭和一三年に伊那電気株式会社との間に「小洪川利用発電計画」の協定が結ばれた。

発電工事は、中央電気株式会社が伊那電に代わって事業を行ない、昭和一三年から工事を開始し、一五年一二月までに落合を取り入れ口にした生田発電所工事が完了した。小洪川は古来から、木材の川流しに利用してきたので、川が発電に利用されると木材の搬出は不能となるので、小洪川右岸に林道を設けてトラックによる木材輸送に切り替えられた。

(二) 長野県の天竜川水系総合開発計画

長野県は、昭和三〇年頃から天竜川水系総合開発計画を立て、昭和三年に小洪川利用の多目的ダム計画を大鹿村に示したので、村では同年から小洪ダム対策委員会を構成して研究協議を行なった。このダムの目的は、小洪川の洪水調節をして水害を防ぐ、電源開発をする、竜東沿岸の土

地改良をすることなどであった。

(三) 三六災による計画の見直し

長野県は、昭和三十六年の梅雨前線豪雨による災害以後は、総合開発計画の変更が必要と見て建設省とともに計画変更を検討し、多目的ダムから防災重点ダムに切り替えた。要は、小渋川が流送する多量の土砂が天竜川の河床上昇の大きい原因となり、洪水のたびごとに氾濫して沿岸に災害を与えていることから、国土保全のために小渋川治水対策が必要であり、根本対策として、小渋川が天竜川に流入する以前に土砂流出を防止し、洪水調節を行なうというものである。

この計画が実施となれば、桶谷集落は全戸移住が強いられる。村は研究協議を重ねて、たびたび国や県に陳情し要請した。ことに一集落の消滅という重大問題が含まれているので、この対策は容易ではなかった。が、遂に昭和三九年五月一五日、桶谷集落は建設省との間に損失補償基準覚書の調印を行ない、桶谷集落の立ち退きが正式に決定し、小渋ダムの建設にゴーサインが出た。

(四) 桶谷集落

桶谷（おけや）集落は、大鹿村の北西の入口に当たっていた。小渋川に鹿塩川が合流する落合から下流は、伊那山

脈を突っ切って流れるので兩岸は絶壁となるが、それを下ると、大西山・白沢山・大萱山に囲まれた小渋川沿いのわずかな平地と山の斜面に田畑を開いて、桶谷集落が形成されていたのである。

桶谷の開発は古い時代から始まったものであろうと推察される。というのは、鎌倉幕府が滅亡する時、北条高時の遺児時行が諏訪に逃れた後この桶谷にも隠れ住んだといわれ、それゆえか、地名が「王家ヶ谷（おうけがやつ）」から桶谷となったのだという言い伝えもあり、また北条の地名も古くからある土地である。

江戸時代になってからは、延宝五年（一六七七）に最初の検地が行なわれたが、この時の検地帳の中に、桶谷・滝沢・北条・九両はたなどと桶谷地籍の地名が記されている。

江戸時代幕府領であった大鹿村は、貢租には樽木を納入する樽木成りの村であった。この樽木は小渋川を利用して川流しで搬出したが、桶谷地籍には幕府の樽木番所が設けられていたほどで、木材の川下ろしの監視には都合の良い場所であった。

先にも述べたが、落合から桶谷へ出る間は小渋川の兩岸が狭まり、そのうえ険阻な岩山がそそり立っているので、

この場所に作った道路や橋は、小渋川が増水すると破壊されるという交通上の難所であったので、昔は、桶谷から大萱山の中腹を通って鹿塩へ出たといわれている。まことに北条時行の隠れ里としては格好の地であったともいえる。

桶谷集落が離散する昭和三十九年当時は、全戸数三六戸であったが、これらの住居は本村の桶谷を中心として、北条・滝沢・樽下・半場・柳ヶ瀬・杓子・樽沢・紙屋敷・間瀬・白沢・牧安場・日向瀬・伊良久保と多くの小字地に散在していたのであった。

ここには古くから祀ってきた白沢神社があり、祭典には地芝居（歌舞伎）がしばしば奉納された。桶谷の人々が歌舞伎好きであったことは定評があった。

学校は大河原小学校の分校があつて四年生までが在学し、五年生から本校へ通学していたが、道が良くなって昭和二五年度からスクールバスが通うようになり分校は廃止された。これは大鹿村におけるスクールバス通学の最初であった。

昭和三六年の災害の時は、小渋川水系全域の増水した水量が押し寄せるようになって氾濫し、加えて背後からは谷川の押し出しがあり、全壊戸数九戸、半壊四戸、耕地の流失・道路や橋の破壊などの大災害となつて、桶谷集落は大

打撃を受けた。

(五) 涙の別離

昭和三十九年、桶谷集落が移住を決意したのは、天竜川防災という国土保全に協力したことではあるが、一面には三六年災害の痛手が大きかったことによることも否定はできない。郷里の苦勞多い環境を離れて、新しい天地を求め、気持ちもあつたかと思われる。しかし、父祖伝来の地を捨てて、他村へ出ることは計り知れない悲しみと不安があつたことであろうし、村としても集落を失うことは大きな痛手である。村は先に三六災害で集落を失い、今また小渋ダム建設によつて一集落を失うのである。

移住決定となつた桶谷集落は、神社を鹿塩の市場神社へ合祀し、公共的建物は処理し、大河原小中学校・保育所へそれぞれ記念となる物品を贈るなどして、別離の準備を着々と整え、同年七月一五日、鹿塩中学校体育館を会場として、伝承芸能の歌舞伎四幕を上演し、名演技を披露して名残を惜しんだ。送るも送られるも感慨無量であつたらう。

次いで八月八日、集落の解散式を挙行した。涙の解散式とも言うべきものであつた。移住が決定してから五ヶ月半、あわただしい日々うちに各自新居を定めて移り、同年一〇月三一日を以て桶谷集落は終つた。

八、緑成す山の育成

「植林事業への道」

明治三二年内務省は大鹿村の山林について、次のような見方をしている。

「下伊那郡大鹿村は、郡中最も有名な幕林御樽木山のありたる所にして、大字鹿塩大河南原にて大凡東西九里、南北一三里に亘る大山林にして、本山林保護の爲め囲圍の民林を禁伐しありたるを以て、良木巨樹満山を掩ひ、其面積の広大なる実に木曾山に優る良実の山林なりしも、維新後制度弛廢して、僅に御料林にのみ樹木を止め、民有に属するものは多く年期売却をなし、尚残木を売却し、其跡地は植樹をなさず、却って焼畑 切替畑或は開墾地となしたり、而して該部分は多くは傾斜急なるを以て土砂石礫崩落する夥しく、爲めに差し支え小渋川へ之を放流し、幸いにして小渋川沿岸は耕地少なきを以て、被害区域狭少なるも、山間の急流なるを以て、砂礫は悉く天竜本川に輸送すること

を以て、本川の害を被る非常なるものとす」(天竜川流域調査書 明治三一年 内務省)。

右の説は、「天竜上流の小渋水系地帯の民有林伐採跡地

には、植林をせずに、その地を焼畑・切り替え畑や開墾畑としたために、傾斜地であるので、土砂が多く崩落し、小渋川は土砂流となってその沿岸を侵すばかりではなく砂礫を伴って天竜川に流れ込み、天竜沿岸に被害を及ぼす」というのである。

なお、右の調査書は、独り大鹿村のみならず天竜沿岸の各村にわたって、山林の濫伐が水害を起こす原因であることを説いている。

明治三〇年四月、森林法が制定されて、民有林も国の指導監督を受けるようになった。長野県は市町村有の山林原野に対して、知事の監督権が及ぶようにし、明治四一年市町村の公有林野を保護育成して治山治水を図り、また市町村の財源強化にも役立たせることを目的として、市町村に對し、部落有財産である山林原野をその市町村に移し増殖することを奨励したが、更に、明治四三年一〇月国の指示に基づいて、市町村に對し、部落有林野の統一を強力に指導した。しかし、県下各市町村とも統一は容易には進まなかつた。

大鹿村がさまざまな論議と波乱(水沢山事件)を起こした末、大河南・鹿塩両区有財産統一が成立したのは、大正六年一月三日である。以来、村の公有地のうち、山林原

野は保安林を含めて台帳面積七、二一〇町歩余となるが、実質面積ははるかに広大なものである。

村は国・県の指導のもとに、山林経営に施業計画を立て造林を実施したが、この中で特に取り上げるべきものは、官行造林の導入である。

*注 「水沢山事件」とは、大正三年、大河原区が区の慣例に従って、水沢山区有林の立木を売却したが、後になって郡長から、法定上手続きに欠陥ありとされて取消を命令され、その契約取消に苦勞したのであるが、公有林野統一の過程の中で起きた事件である。

〔官行造林の導入〕

大正九年九月、公有林野官行造林施行令が公布される。官行造林の趣旨は、治山治水の目的と、造林育成で国家の富強を図るためであり、また、他方においては市町村の基本財産造成を目指すものである。施行の方法は、

1. 国と市町村が契約のもとに、
 2. 市町村は土地を提供し、国はこれに造林を行ない、
 3. 造林した樹木は国と市町村が共有する。
 4. 伐採の収益は両者の分収とする。
- というものである。

長野県は、官行造林の実施を奨励した。特に資力の乏し

い町村から優占実施となっていたので、同年の一二月、県から農林技手が来村して趣旨・方法を説明し、実施することを勧誘した。大鹿村は造林地さえ貸与すれば造林に関する一切の費用負担は必要なくて、最後には収益を分収（二分の一）することができ、また村民は作業に出動すればそれなりの賃金を得ることができるから、条件としては有利である。

大鹿村は調査・研究・討議を重ねた上で、県下に先んじて村有林野のうち約四〇〇〇町歩に官行造林を申請し、このうち二〇〇〇町歩が大正一一年三月に正式決定となった。ここに大鹿村は山林経営に国家の資力を導入するという画期的な面を開いたのである。

制度を運営するのは人であり、それを生かすも人である。当初大鹿村有林野一〇〇〇町歩の官行造林創業の担当者、恒石本重技手であった。恒石技手は高知県出身で、大正一〇年松本公有林野官行造林署から派遣されて大鹿村担当区詰めとして着任した（翌一一年から飯田営林署管下）。

以来一四年まで五か年間、造成地域の選定、業務の計画立案から植栽作業の指導監督などまで一切の責任をもって事業を遂行した。

一〇〇〇町歩の造林地は鹿塩北川に設定した。この地域は明治七年から三〇年間にわたつての伐採地で、北川集落が誕生した土地である。前記の明治三十一年の『天竜川流域調査書』に、「伐採跡地に植林せず、畑地を作り、そのため土石が崩落し、小渋川の土砂流は天竜川沿岸まで水害を及ぼす」と述べている土地の代表的なものである。

大正一一年に地ごしらえを終え、一一年春からひのき・からまつを植栽した。西山団地の官行造林がこれである。以後、昭和九年、同一三年、同一四年と官行造林追加が行なわれたが、昭和一八年に一部の契約解除はあったが、約一〇〇五ヘクタールの官行造林地を大鹿村は有している。

官行造林地は、昭和三六年度から分収が始まり、多大の収益を上げた。まことにこれ称えるべきは先人の功績である。

「造林事業の増進」

大鹿村は、大正六年の公有財産統一以後は、村有林野への造林事業を重視し、六年五月から林業技術員を置いて林務に関する業務を取り扱わせた。また、県の造林補助を申請して一歩一歩と植林事業を進めると共に、県の指導のも

とに村有林野施業案を作成するなどした。

一方においては林業の知識・技能の向上のための県主催などの講習会や講演会などには村長や技術員が出席するほか、関係吏員が受講するなどしたが、村内においても講習・講演会を開いて村民の植林への意識の向上を図った。

当初は苗圃（びょうほ）の設置、苗木の育成から始め、県から、からまつ・ひのき・赤松の苗木の下付を受け島川原外三か所へ移植して育成し、播種苗圃にはひのき・からまつの種子をまいた。

村有林野への植栽が本格的に始まってくるのは、大正九年からである。以来年々着々と実施し、造林面積は次第に増加し、苗圃に、植樹に、既植造林地手入れ保護にと、造林事業は昭和年代に入る頃から量を増して村の主要事業となり、施業案の改訂を行なうなどして実績を伸ばした。

村有林野の造林が進むに連れて、一方では私有林野についても県の樹苗養成奨励金・私有林野造林奨励金など利用の造林を奨励したので、昭和五、六年頃から私有林野の植林も漸次増加してきた。このようにして昭和一四、五年頃には林業立村の実を挙げてきたのであった。

戦時下となって、森林生産力維持拡大のために、昭和一五年市町村単位の森林組合設立が強制されたが、大鹿村が

組合を設立したのは一八年であった。木材統制となり、森林行政はすべて森林組合を通して進められた。木材や薪炭の増産供出が強化され、森林は過伐状態となったが、造林は伴わず、林野は荒廃状態となった。

昭和二六年、森林法が改正されたので、二七年、大鹿森林組合は改組再出発し、森林施業の合理化、森林生産力の増進、組合員の経済改善向上を目指して、指導・販売・購買・利用・金融・管理と幅広い事業活動を行なってきたが、途中一時的な苦難時代を経たが、よくこれを克服した後は、順調な伸びを示した。

昭和五二年二月大鹿森林組合を解散して、新たに飯伊森林組合へ合併となった。

「保安林の設定」

森林は水の調整作用や、林地表面の土砂流失防止の作用があるので、この森林の持つ機能を有効に利用して、治山治水に役立たせようとするのが保安林である。

長野県は、明治三二年（一八九九）に民有の山林も森林法の規定に基づいて取り締まり規則を定めて公布し、必要な場所には治山治水のための保安林を設定することにした。三四年から調査が始められ、必要な箇所に保安林設定

が順次実施された。

大鹿村は、大正三年（一九一四）に保安林設定調査が行なわれ、四年には民有林地に二五〇余筆の保安林編入が定められた。これは、釜沢・上蔵・沢戸・市場・上青木・梨原・大栗・北入りと大河原・鹿塩の各方面にわたっている。

また、当時大河原区有林であった山林の約六〇〇町歩が保安林対象地となった。現在、大鹿村の民有林の三分の一が保安林に編入されている。

村内小渋川水系の上流は、南部・東部とも奥地一帯は「水源涵養保安林」となっている。この保安林は、重要河川または水害頻度が高い河川の上流水源地帯に設定されるものである。小渋川本流はもちろん、支流の青木川・小河内川・鹿塩川・塩川の上流地帯である。下流の小支流地帯や、集落の付近に設定されている保安林は、右の水源涵養保安林か、または林地表面の侵食や崩壊による土砂の流出を防ぐことを目的とする「土砂流出防備保安林」である。この保安林は、既成林のないはげ山や崩壊地については、治山事業で森林の造成をした上で保安林指定となるのである。

葉沢から中尾沢に至るまでの溪流はほとんど沢を中心と

する付近一帯が保安林になっているし、中でも桐の久保沢流域・鷲ヶ巢の一帯・大西山崩壊地から落合にかけての地域には、保安林が大きく広がっている。青木谷方面は、前記の青木谷が旧くから洪水で下流を度々荒らしているので、青木川流域の上流は、奥地の国有林に続くまでの村有林はすべて保安林であるし、下流の東部溪流はほとんど保安林であり、中でも大沢流域は奥まで保安林となつて、大沢の崩壊を防いでいる。西部の和合沢は慶応四年（明治元年一八六八）五月に山崩れして押し出し、大災害となつた沢であるので、この一帯は保安林である。

鹿塩川流域は、手開沢以南に保安林が設定されていて、面積は鹿塩川東部が広くなつている。手開沢流域・入沢井地域は奥地の村有林まで保安林であり、二兎山・入山の山麓一帯に広がっている。

九、治山治水の工事

〔砂防工事―建設省〕

大鹿村の治山治水は、三六災害を契機として、県・国の力によって本格的に事業が進められ、長期にわたつて事業

は継続されている。主として河川は建設省、山腹工事は宮林局によって事業が施されている。

大鹿村の砂防工事は、村から県へ更に国へと工事の主体が大きくなっていった。これ程に小渋水系流域の治山治水は重要だからである。これは単に大鹿村のためのものではなく、天竜川治水のためにも必要な事業であるから、小渋水系流域は天竜川上流の中でも早くから砂防工事が着手された地域である。この工事も一村の資力では局的な治水堤防程度のものであるから、根本的な工事は国の力に頼る外は無いのである。また、この必要は一村だけのものではない。そこで、昭和七年九月、上下伊那郡は協議して、天竜川水系の治山治水事業の実施を内務省へ陳情した。この頃から大鹿村へ本格的な砂防工事が実施されるようになった。

例

大河原地区の上市場と下市場の境界となつている溪流の桐の久保沢は、江戸時代の文政一二年（一八一八）五月八・九両日の豪雨で沢の上部が大崩壊を起こし山津波となつて下流に大災害をもたらした。それ以後、崩壊地は赤肌を見せていたので、通称「赤なぎ」と呼ばれていたが、豪雨のある度に「なぎ」は広がり、桐の久保沢は増水して土砂を

流して荒れるので、早くから治山が要望されて、しばしば防災工事を県へ陳情していた。昭和に入ってから県営砂防工事が実施されることになり、昭和七年から四ヶ年半にわたって崩壊面積一二ヘクタールの砂防工事が実施された。以来植栽樹が生長し、根を張って、崩壊を防止している。

建設省関係工事

小洪水系各河川の砂防工事は、昭和八年（一九三三）長野県が、小洪上流の小洪上沢に着工したのが最初であるが、同一二年に至って内務省直轄に移され、各所堰堤工事着工となったが、戦争が激しくなった一六年以降は従業者や資材の不足から思うように事業は進まず、一時休業の状態となった。

昭和二一年に青木川砂防工事が開始され、二二年には小洪川砂防出張所が設置された。昭和二八年関東地方建設局管下であった小洪川砂防出張所は中部地方建設局移管となり、引き続き小洪水系の砂防に尽力した。

昭和三六年災害後は鹿塩川流域にも着工し、一層の事業促進が図られ、着々とその成果を挙げた。

〔崩落地復旧・崩壊防止―営林局〕

小洪川本流に沿った青田山の鶯ヶ巣北面の大なぎには、見事な治山のコンクリート工事が施行されていて、対面の赤石岳公園線を通る者の目を引いている。この工事は営林局が昭和三九年から鶯ヶ巣崩壊地に着工して以来一〇余年の施工を行なったものである。

鶯ヶ巣の崩壊は何時の頃であったかは不明であるが、崩壊後も大雨による拡大があったことは事実である。三九年の治山工事開始時には三二ヘクタールの面積となっていた。

長野営林局が小洪川流域の治山事業のため大鹿入りをしたのは、昭和二五年四月であった。小洪川治山事業所を鹿塩地区の塩河に置き、最初に着手したのは鹿塩川の小支流塩沢の崩壊地復旧事業であった。この場所での工事は長期にわたって、完了したのは昭和三七年であった。この間にも次から次へと事業が進められ、以来三一年間には大小合わせて五六〇カ所にも及んだ。

小洪流域の治山工事には、塩沢や鶯ヶ巣のような崩壊地復旧工事の外に、荒廃地防止事業や溪流崩壊防止事業などあって、その地に適した事業を行なうのである。その他、緊急災害復旧事業・特殊緊急治山事業あるいは急傾斜地災

害崩壊防止地の指定、地すべり防止区域の指定など、大鹿村における営林局の仕事は多岐にわたっているのである。

大鹿村が二〇数年、山崩れや洪水による大災害の報を聞かなくなったのは、治山治水の効によるものと思える。しかし、災害と人との戦いは続くものと考えなくてはならないであろう。

今、小渋川の水源地である南アルプスの山岳地一帯は、その雄大神秘な山岳美から南アルプス国立公園となり、なおまた、小渋川は天童小渋水系県立公園として、これに関係する一市三町四ヶ村のうち、大鹿村は最大面積を有している。三六災害の崩落が形成した跡の台地には、三千余本の桜が植樹されて開花時には桜祭が催され、大鹿村の一名所として台地育成がなされている。

大鹿村に住む人々は、村の歴史をよく知り、文化遺産を大切に保存し、将来の繁栄を願って、清澄な空気と緑の豊かな、小渋川流域の地にしっかりと生き続けることを心から願う。

中村 寿人 (なかむら ひさと)

明治41年下伊那郡大鹿村釜沢に生まれる。
41年間小学校教員として勤務の後、民生委員・教育委員・公民館長・
村誌編纂常任委員長および執筆主任を歴任。
現在は大鹿村文化財調査委員長。

共著『大鹿村誌』

小渋川水系に生きる — 人と水と土と木と —

		平成2年3月15日 発行
		平成2年12月10日 第二刷
		平成5年3月15日 第三刷
企画	建設省中部地方建設局	長野県駒ヶ根市上穂南7-10
発行	天竜川上流工事事務所	〒399-41 ☎0265-82-3251
著者	中 村 寿 人	長野県下伊那郡大鹿村釜沢
		〒399-35 ☎0265-39-2791
編集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町豊科4574
		〒399-82 ☎0263-72-6061
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6
		〒390 ☎0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに溢流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育んできました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただく方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 望月達也

「語りつく天竜川」目録

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米山啓一著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北澤秋司著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴木徳行著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上條宏之著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中野秀章著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松澤武著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今村真直著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平沢清人著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉沢秀夫著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡り | 米山啓一著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下平元護著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 — 伊那郡松島村 — | 市川脩三著 |
| 13. 川筋の変遷 — 天竜川と三峰川の場合 — | 唐沢和雄著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮崎敏孝著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北原優美編 |
| 17. 天竜川の魚や虫たち | 橋爪寿門著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝野重美著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松澤武著 |
| 20. 小波川水系に生きる — 人と水と土と木と — | 中村寿人著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森岡忠一著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉澤孝和著 |
| 23. 土木技術と生物工学 — 生きものを扱う技術 — | 亀山章著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹本正治著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛川除 | 市村咸人著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 — 下伊那郡豊丘村伴野 — | 竹村浪の人著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥田穰著 |
| 29. 天竜川の淵伝説 — 『熊谷家伝記』を中心に — | 笹本正治著 |

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 30. 天竜川の源流地帯 | 赤羽 篤 著 |
| 31. 東 天 竜 | 三浦孝美 共著
仁科英明 |
| 32. 天竜河原の開発と石川除 | 塩 沢 仁 治 著 |
| 33. 伊那谷は生きている | 松 島 信 幸 著
(以上既刊) |
| 34. 天竜川の災害伝説 | 笹 本 正 治 著 |
| 35. 天竜川の災害年表 | 笹 本 正 治 編 |
| 36. 天竜川水運と樽木 | 村 瀬 典 章 著 |
| 37. 水辺の環境を守る | 桜 井 善 雄 著 |
| 38. 諏訪湖 — 氾濫の社会史 — | 北 原 優 美 著
(発刊中) |